

増加が三千二百六十三億、それからいまも申し上げたように、国の政策によってどうしてもやらなくちゃいけないもの、それから人件費、元利償還等を合わせますと二千五百三十四億円になります。したがって三千二百六十三億から二千五百三十四億を引きますと七百億程度しか残らない。七百億程度でもって一般単独事業をやる。これは道路の第五年計画分は別といたしまして、あまりにも私は少な過ぎると思う。したがってこれはどうしたって地方債の増加ということに求めていかなければいけない。こういうふうなことはもはや現在の地方財政の構造的な欠陥といたしまして、借金でやっていくより方法がない、こういうふうなことだと私は思います。そういうふうにお感じになりますかどうか、お聞きいたします。

○柴田政府委員 地方財政計画の中でお話のような考え方に立って地方債を組み込み、これを運用してまいった時代も過去においてございました。その結果、公債費が非常に累増いたしました。公債費問題がやかましくなりまして、たしか昭和三十年か三十一年ころだったと思いますが、方向転換いたしました。それ以後は地方債をむしろ抑制する、一般会計によりまして地方債というものは抑制をいたしまして、そしてこれを一般財源でもって処理する、こういう考え方に立ってまいっております。今日におきましても、地方債計画をあらん願ひましても、明らかに申し上げますように、一般会計分の地方債の額というのはあまり伸びておりません。しかし地方財政計画の中から地方債を一切抹殺してしま

ことが出来るのかということになってまいりますと、やはり問題があると思えます。それは地方団体と申しまして、大きな府県から小さな町村まであるわけでございます。小さな町村に突如大きな仕事、たとえば学校の改築というふうな問題が起こりました場合には、やはり税源でまかなうたてまえをとっておりましても、地方債の運用に待たなければならぬ場合も出てくるわけでありまして、そういうものにつきましては、やはり地方債というものの効用を、地方財政計画上も認めてまいらざるを得ない。したがって抑制的ではございますけれども、現在でも地方債というものを一般会計から完全に追いつくことができない、こういう状態でもまいっているわけでございます。私どももいたしましては、お話のように一般財源というものに本来の姿を求め、地方債というものは、こういった地方財政計画におきましては、そういうものを一般財源的に使うということとは絶対やめて、そしてかりにそういう地方債を計上いたしまして、それは必要最小限度のものに限っていくのだ、こういう考え方は今日におきましても貫いておるつもりでございます。

○華山委員 そういふふうに単独事業に充てる財源は七百億くらいしかないということは、どうしたって全体としてこれは借金に求めざるを得ないという結果になろうと思えます。そうでなければ単独事業としての行政水準が上がりません。ただ国の仕事をやるというにすぎなくなるわけでございます。いまおっしゃいましたとおり、一つ一つの市町村につきましては、一年間あるいは二年間に学校をつくらなければ

いけないということもございしますが、一つ一つの市町村では財政が足りないでございしますから、これはやむを得ないと思う。しかしそれを償還してまいるのでありますから、総計においてはあまり増すべきものではないと思つてゐる。ところがあまり増しておらないと申されますけれども、昭和二十九年を一〇〇としたとしますと、現在地方債の一般会計の残高は一七〇に及んでいる。そして毎年々々ふえている。その点はどこにあるかと申しますと、一般財源が少ないからでして、そういう点におきまして、一般財源を増加する。地方税を増すというふうな意味ではなしに、交付税の増加ということはどうしても必要なんじゃないか。もう一つの問題は、この支出の面におきまして、国の負担を伴うところの負担をもっと増加していくべきじゃないか。そこに根本的な問題があつて、地方財政の立て直しはその点にあるのではないかと私は思ひますが、いかがでございますか。

○柴田政府委員 先ほど自由に使える財源が七百二十九億しかないじゃないかというお話でございます。同じような計算を、かりに昭和三十一年度対三十八年度という立場で計算してまいりますと、この計算は四百億、その場合道路単独事業五百三十四億円というものを一体強制的なものとするか見ないかという問題はございしますけれども、かりにお説に従ひました場合に、四百一億円ということになります。したがってそういう意味合いからいいますと、おことばでございますが、やはり自由財源と申しますか、その幅は広まってきておる。まあ少ないじゃないかと言われれば多いとは申し上げませ

んけれども、言いわけがましくなりますが、努力をしたあとは認めていただきます。というように思つてございします。国の負担なり補助なりというものを増すことがいいか悪いかという問題でございしますが、これは仕事によって違ふと思うのでございします。一般的な形におきまして、零細な補助事業というものがふえてまいりますことに對しましては、私どもはあまり賛成はいたしておりません。やはり基幹的なものにつきましては、国が積極的にやっていく、こういう立場をとるべきでありまして、うし、そういう意味合いにおいては、たとえば超過負担の解消でございしますと、補助負担金を出す以上はまともな計算をして出す、こういう方向で努力はしてまいっておりますし、また今後大いに努力をしなければならぬのでございしますけれども、それはそれといたしまして、地方の創意に満ちた自治行政というものの発展を期待いたします上においては、やはり一般財源の増強ということを中心と考えていかなければならぬのではないかとこのうに考えておる次第であります。

○華山委員 この地方財政計画には、超過負担ということば算入されておられませんね。そう了解いたしましたよろしゅうございしますか。

○柴田政府委員 さううでございします。

○華山委員 七百億というふうに私申し上げましたが、ここには超過負担というものが入っておらない。超過負担の問題は多年の問題であつて、非常に大きな問題になっております。これにつきましても自治省も関心を持っておられると思ひますが、超過負担は、推計でよろしゅうございしますが、大体どの

のくらいあるとお考へになっておりますか。

○柴田政府委員 私ども実はその正確な額を調べようとしたしまして何回も調査を命じておりますが、はっきりしたことはつかめません。つかめませんが、大体私どもの推測では五百億は下るまいというふうに考へております。

○華山委員 そうすると、七百億のうち五百億というものは超過負担といふことで出すということになれば、なくなつてしまふということになる。それでこの超過負担につきましまして一番極端によく言われるものは、義務教育の校舎の建設費のことでございます。このことについて文部省の方においでを願つておるわけでありまして、これはもう多年言われておるところであります。今度の予算における坪当たりでございますか、平方メートル当たりでございますか、単価は幾らになっておりますか。

○杉江政府委員 本年度におきます小中学校の校舎の単価は、鉄筋が七万二千五百円、鉄骨が五万五千円、木造が四万八千円でございます。

○華山委員 あつて資料をいただきまして、その単価はどういうふうにして積算なさつたものでございしますか。

○杉江政府委員 三十八年度の単価に、人件費その他の物価増を見込み、なおその他地域によりまして特別の経費がかかる要素をも加味いたしまして計算いたしましたのでございします。

○華山委員 それで実際に建築がおできになると思つていらつしやいますか。

○杉江政府委員 全国の実績を見ますと、これは例年のことでございします。予算単価以上で実施しているとこ

ろもあれば、中にはそれ以下で行なっているところもある。いろいろバラエティーがございます。しかし、総じてこの単価では不十分でございます。実績はそれを上回っております。三十八年度の実績を見ますと、全国平均で坪当たり七万五千円になっております。これは予算単価を九万上回っております。しかし、この中には、予算単価に含まれていない特殊工事が含まれておりますので、それを一応除外して計算いたしますと、坪当たり単価は七万一千四百円となります。予算単価の五割になっておりますが、少なくともこの程度の実績単価の開きはあつたものと考えます。

○華山委員 おわかりになっておつて、どうして五割開いておられるのございませうか。おわかりになっておれば五割増したらいかがかと思ひますが、どういふわけで五割引いたのですか。

○杉江政府委員 その点私も努力不足の点おわびいたしたのでございませうが、私も例年単価増の要求をいたして努力してまいっており、また今年これら増加が認められております。しかし、なお、全国的にはいまのような状態にありますが、今後とも十分努力してまいりたいと思ひます。

○華山委員 学校の規模でございませうが、これにつきましては、私いま資料を持っておりますが、あつた規模で大体学校の教育は十分だといふふうにお考えでございませうか。

○杉江政府委員 従来の施設基準は、きわめて不十分なものでありました。その不十分な点は大きくいって二点になると思ひます。一点は、いままでの

基準が生徒一人当たりの基準になつておつた。もう一つは、特別教室部分がきわめてわずかに見込まれていない。かつた。こういうことのために、その基準が実際にきわめて低くなつておつたのであります。実際には生徒数が減りますから、従来の基準が期待しておりました以下の資格坪数しか出てまいらない、こういうことになつておつた。この点が地方公共団体の負担を非常に大きくした大きな原因になつたわけでございます。そこで、この点の改善をはかることに二、三年を努力してまいりましたが、ようやく本年度予算においてはこの改定が認められ、またこの改定に法的基礎を与えるための公立文教施設国庫負担法の改正が三月末においてすでに成立いたしましたわけでございます。これによりまして一人当たりの基準が学級単位基準に改められまして、なおその上特別教室部分が相当引き上げられております。そういうことによりましてこの基準は相当大幅に改善された結果になつておるわけでございます。

○華山委員 学校の規模にもよりますから一言いませうが、大幅といふのはどのくらいですか。大体でよろしうございませう。

○杉江政府委員 十二年度の学校を例にとりますと、小学校においては、現行の基準で、しかも生徒が一学級五十人おつた場合において計算いたしますと五百十二坪でございませう。それが今回の改定によりまして四百六十坪に引き上げられております。なお、この現行の基準で計算しました五百十二坪といふのは、いま申し上げましたように、一学級の生徒数が五十人おる場合にこ

ういふ坪数が出てくるのでありますけれども、実際にはこれは一学級の生徒数が五十人を下回つておる学校がきわめて多い。そういうことのために五百十二坪がなお切り下げられておるのであります。それが今回は、そういうことなく、学級数によって計算され、しかも特別教室部分が引き上げられましたので、五百六十坪となるわけでございます。

○華山委員 大幅とおっしゃいますけれども、いろいろな場合がございませうが、たいした増加ではございませう。地方におきましては、多いところは文部省基準の二倍、少ないところはへやるほうが悪いのだという御議論があれど別でございませうけれども、二倍、少なくとも三割の増加はいたしておる、そういうふうな状況でございませう。それから、各学校から出てきましたものにつきまして、完全にそれだけの資金の補助をなすつていらつしやいませうか。

○杉江政府委員 私どもはこれを負担対象率と言つておるのでありますけれども、この十年來の国の負担ないし補助の対象といふことは事業量は、全体の七割といふふうには計算してまいりました。それは長い間自己負担財源によりまして実際に建築された事業量が相当あつたので、その実績をもとにして、三割は自前でやるものとして負担金、補助金の計算をしてまいりました。これは現状においてははなはだ不合理な制度であると思ひます。これを改善を本年度予算においても要求をいたしたのであります。もちろん負担対象率を十割とすることが私どもは正しいと思ひますが、一挙に十割にいた

しますことは、ばく大な予算措置を必要といたします。そこで漸進的にこれを十割負担対象にしていくということ、本年度は一割のアップ、すなわち八割を負担対象にする、こういうふうに変更したわけでございます。

○華山委員 私は非常におかしいと思ふのです。あるいは二分の一を補助する、三分の二を補助するといふふうにはちゃんと書いてあつて、しかも初めから八割しかやらないのだときめておくといふことがおかしい。しかも財政計画ではそうなつてゐる。したがつて、それらの面につきましては、財政計画の面には出ておりませんけれども、先ほど推計として五百億程度のものが出るだらう。文部省ばかりじゃございませう。そういうことになつておりましたと、結局さつき私が言つた七割交付といふのは何もなくなつてしまつて、単独事業も何も財源がないという結果になる。私は財政計画といふ結果に、こういうことは、どうしても収入の面で財源を与へ、そして国のやる仕事、これに伴つてやる仕事、そういうものの国庫負担をもつて多くしなければ、いつもいつも借金にたよつていくといふことが直らないのじゃないか、こんなふうには考えますので、御善処をお願いしたいと思ひます。

私はこの点は、なお大蔵大臣がおいでになるのでございませうので、簡単にお聞きしておきませうか。それでほかをわけて……。○森田委員長 門司亮君。

○門司委員 きよう、大臣はおいでになつていないようでございませうが、私は最近地方交付税の問題で、だんだん疑いを生じてきたやうな気がするのです。それはこの地方交付税法というもの

の本質は、一体財源調整のためのものであるのか、あるいは補助財源であるのかといふことが、だんだん混同されてくるやうにこのごろ見受けられるのです。それは御承知のように、いろいろ問題がある。そのためにひもつきのやうな形で予算内容の説明等がずっとされてきておつた。したがつて地方の自治体側から考えてみると、どうも補助財源らしいやうなことに見受けられるのがしばしばあるから、それに対して自治体はどう考えておりますか。依然として、この法律ができた当時のやうに、あくまでも調整財源だといふことでおやりになつておるのか、それをひとつこういう機会に明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

〔委員長退席、永田委員長代理着席〕

○柴田政府委員 私どももいたしましては、この法律に書いてございませうが、財源調整の機能を持ちながら、財源を保障していくという機能を持つた、地方団体の共有財源であるといふ考え方をずっと持ち続けてきております。その考え方は現在も変えておりませんが、御指摘のやうに、いろいろ国の地方に対する要請がこまかくなつてまいりました。それに伴います地方財政への心配がいろいろな形ではつきりした形をとることが要請される。そうなるまいと思ひます。単位費用の中心が非常にこまかくなつてまいりますので、勢いそのやうな疑いを持たれるやうな事実がないといふことは否定いたしませんけれども、私どもは基本的な考え方としては、御指摘のやうに、ま

た私がいま申し上げましたような考え方をずっと持ち続けてきているわけでございます。

○門司委員 これは大臣の説明の中にもはつきりとあらわれてきている。たとえばここに書いてあります高等学校の問題にしても、全部読む必要はありませんが、「昭和三十一年度及び昭和三十一年度と同様、基準財政需要額に算入する特例措置を講ずる必要がある」とある。こういうことになって、だんだん特別措置を講ずるほうが強くなつていくような気がする。一つの財政需要額の中で、これはこういうものにつめんどろを見てもやろうじゃないか、あるいはこれはこういうものの必要はだんだん少なくなつてきている、だから単位は少しづつ下げてよろしいのじゃないかというところは当然あると思う。それだからといって、こういう形が盛骨にあらわれてくると、受け取ったほうは結局そういうことになる。同時に、何も交付団体だけが高等学校をたくさん必要とするわけではないので、不交付団体にもそういう現象が当然あらわれてくる。そこに財政を持っていけば、ほかの仕事量を減さなければならぬというところは当然である。こういう形が実際問題としてはつきりして、むしろどの程度調整財源に使い、どの程度は実質上困っている個々の問題に振り分けるかということが考えられるかどうかということであり、いまでも特別交付税の制度があつて、しかしこれは純然たるそういう特殊の財源を必要とするところに回されている。この中にかりにこういうものが入れられて、そうして全体の地方の公共

団体がそういう意味における歩調をそろえていくということが私は望ましいのではない。そうしないと、結局あつたところは富裕団体であつても、特別に高橋生がふえた、そこでたくさん金を使わなければならぬということ、交付団体のような、財源を交付するようないかなる団体にはない。なお、当局側から言わせれば、そうなければ交付団体に入れた、交付すればいいんだというところになるが、これにはいろいろ問題がある。したがって、いまの特別交付税制度というものは、そういう特殊なものについてはそれを利用することはできないであらうかというところが考えられるのですが、その点はどうですか。

○柴田政府委員 非常にむずかしい御質問でございますが、特別交付税といえども交付税の中でございます。したがって、普通交付税で算入できないものの、技術的な問題もございまして、あるいは算定期以後において生じたものもあり、そういうものを特別交付税で処置していくというたてまえをとつております。そういう意味におきましては、地方の実態に応じて地方の特殊性を大ざっぱに拾ひ方をするのでなく、ことごとまかに拾ひていくということでございます。これは私も私どもとしては将来とも心がけなければならぬ問題かと思ひますが、特別交付税を何か一つの特別の、全く交付税を離れた措置として運用していくということはいかがなものであらうかというように考えております。

○門司委員 これ以上私は押し問答しませんが、大体最近の、さつきから申し上げておりますような情勢から見れば、そういうことが十分考えられる。何かひもつきの財源であつて、調整財源とは考えられないような性格がだんだん出てきておる。そうするならば、むしろそういうものを切り離して、そうして財源を必要とする事態が起こつた場合には、やはり普遍的に財源を付与していくという形のほうがかえつて明朗になるのじゃないか。またそのほうがかえつてよろしいのじゃないか。こういう問題が長く続くわけではありません。高校がいつまでも必要なわけではない。いつの時代かに余るような時代が来るかもしれない。これはそう遠くない時代に來ると私は思ふ。したがって、そのたびごとに上げたり下げたりしなければならぬようなもの、しかもそれが普遍的に全国の自治体があるの等については、ある程度はやはりほかの方法で見ることがよろしいのじゃないかというように考えておつたが、いまの答弁で、それ以上、時間もないことであるから、聞きません。それからもう一つこの機会に聞いておきたいと思ひますことは、自治体の持つておきます公債費に対して、この償還その他に充てる資金として書いてないわけではございません、一応あるのだが、この幅をもう少し広げる必要がありはしないか、こう考えられる節が多少あるのです。それはなぜかといへば、財政需要の非常に貧弱な、収入の非常に貧弱なところにたくさん公債費が出てくるということに問題があつて、しかしそれは同じように基礎の数値でやっているのだから、それでいいんだといへばそれで済むかもしれない。しかしそれが歳出の割合からい

くと、かなり大きなウェイトを占めるというようなどころに配慮をする必要がもう出てきてはいないかという感じがするのでありますけれども、この辺はどうですか。さつき言ひましたように、同じような数字で見ているんだからそれでよろしいんだとすれば、受けの自治体からすれば案外そうではない。この辺を少しめんどう見てくれれば非常に助かるというところがあると思ふ。この個々の実態について、もう少し公債費の面についてのめんどうを見られないかということ。その辺はどういうことですか。

○柴田政府委員 現在でも単独災害復旧費等につきまして、財政力補正というものを実はやつております。いま門司先生のお話は、そのような方向をもっと強めろということになるのじゃないかと思ふのでございまして、けれども、これは投資的経費をどのような形で算定するかという問題とからみまして、従来から非常に問題があり、今日におきましてはもうこのままではうっておけない、何か新たな展開を考えなければいかぬのじゃないかというふうに、実は私も思つておるわけでございます。将来の問題といたしまして検討させていただきますと思つております。

○門司委員 その次に聞いておきたいと思ひますことは、この交付税の全体を通じて、毎年こういう形で、三税がふえれば、あるいは減れば、変えていかなければならぬ。同時に法律のたてまえからいけば、積み上げ方式になつておるといふことは事実であります。したがって、ここで私が知りたいと思ひますことは、決算にあらわれた各自

自治体のアンバランスがどういう形になつていのかということ、実際私はいへんでもいいからこういうものを明示してもらいたいと思ひます。われわれはこれを審議しております。一向にわからぬのです。ただ帳面の上だけであつて、あつたというところを聞いておるのであつて、個々の自治体はどういうアンバランスがあるからこう、ちつともわからぬのです。そういう基礎的な資料は出せませんか。

○柴田政府委員 お尋ねの点につきましては、おそらく基準財政需要額といふものと決算との比較だと思ふのでございまして、県分はある程度出ます。市町村分につきましては、実は私もわかりましてから、全部はなかなかできないからタイプカルなものを類型別にやってみろということをやつておるのですが、実は作業がおくれておりました。現在市町村分につきましてははつきりしたものはまだ出ておりません。県分につきましてはある程度持つておりました。三十七年度の決算について検討いたしましたことをちょっと申し上げてみますと、三十七年度の県分の基準財政需要額と決算との比較をしてみますと、警察費では約九割、それから土木では七割八分、教育では九割、厚生労働費が七割、産業経済が七割、その程度のもので基準財政需要額と決算額との比較として出ておるわけでございます。しかし決算額の中で、この費目に当たらないものもあるわけでございます。したがって、そのところをもう少し洗い直して比較したいと思ひます。最終的な結論は出てこないわけでございます。

○門司委員 どうも毎年これをやるの

だけども、こっちはめくらでやって
いるのであって、一体これではよろしい
のかよろしくないのかというところは
ちっともわからない。いまの話で最低
七割ぐらいたとすると、結局不交付団
体よりも、交付税がこれだけ入っても
まだ十分でない。いわゆる三割だけは
まだへこんでいるということになるわ
けなんです。そういうものがはつき
りしてこないと結局いまの二八・九
が適当であるかどうかという数字がわ
からぬですよ。これがさっきのお話
のように、補助財源でなくて、調整財源
だということの法律の趣旨と同じような
ことでずつと解釈していこうとするな
ら、やはり七割なら七割でよろしいか
ら、あとの三割は埋めるといふ方針が
どこかでなければならぬ。私もこれは
の二八・九というふうなもの、何
だか一切めくらであって、その基礎に
なるものが埋め合わせができてくるか
きてないかという数字も明らかじゃな
い。この税法というものは、全くのめ
くらめっぽうで審議させられておると
言ったほうが私はよろしいかと思う。
また、みなそうだと思うのですけれど
も、これであってほしくないかと思う。
少なくともこれが地方公共団体の財政
のこのこをならすという形で、調整
財源という形であるとするならば、政
府のきめた基準ぐらには各公共団体が
頭をそろえられるようなところまで
持っていくことが、やはりこの一つの
大きな使命だと思ふ。しかし、いま
の答弁を聞いていますと、はつきりわ
からぬように、われわれもほんとうに
この二八・九というものが正しい数
字であるかないかということ等につい

ても、実は疑問があるわけです。それ
はそれとして、わからなければし
やないが、わかつていられるだけでも、一
応知らしていただければ私は非常に
けっこうだと思ふのです。ひとつこれ
はぜひ委員長の方からお頼み願
て、資料として出してもらいたいと思
います。そしてこの税金の配付される
ということの本質、あるいはこれがど
うなっているかということも十分知
ていきたい。それから同時に二八・九
というものが正しい数字であるかどう
かということも少なくとも知らなければ
ならない。

それからその次に聞いておきたいと
思いますことは、この税法がいまのよ
うな形でありまして、もう一つの問
題は、それだけでは地方の事態は解決
がつかない、やはりさきさきとお
話がありましたが、なにか投資の経費とい
うか、当然やらなければならぬ仕事
というものがあつたわけでありまして、こ
れが財源の少ない自治体では結局非常
に充実しておらない、十分でない、と
ころが世の中がこういふふうになん
だ文化的になつてくる。ことにいま町
村で一番困つておる問題は、やはりご
みの処理と屎尿の始末については、か
なり大きな費用を投じなければ住民の
要求にこたえられない。そういう市民
生活に直結したものの需要というもの
をどの程度に見ることが一体正しいの
かどうか、しかもこれは、従来やってき
たところとやつてこないところとは、
かなり開きがあるかと私は思う。しか
しそれにしても、こういうものにつ
いての配分関係は一体どう考えられて
おるか、これだけを見たのでは、人間が
このくらいあるからこのくらいだとい

うことが多少書いてはあるようですけ
れども、それだけで今日充実されるも
のではない。私は、高等学校を建てる
からこれは必要だといふのなら、やは
りそういうものもかなり大きなウェー
トで今日見るべきではないかというよ
うに考えられるのだが、その辺はどう
なんでしょうか。

○柴田政府委員 従来からの経過を振
り返つてまいりますと、交付税の中
で、投資的経費の見方につきましては
逐次改善に努力をしてまいりました。
この制度ができました当時比べます
と、投資的経費につきましては非常な
増強をはかつてまいつておるわけで
ございます。たとえば通常の建造物の経
費等につきましては、これを減価償却
の形で認めるわけでございまして、そ
れだけでは新しく施設をつくるという
場合に間に合いません。したがって、
包括算入といったような制度を新たに
設けました。あるいは道路橋梁費等
につきましては、道路の面積のみなら
ず、延長を採用する等の方法によりま
して、逐次投資的経費の充実をはか
つてまいつたわけでございまして、し
かもより十分としましておらない
わけではございません。将来この方法につ
きましては、いまの方法でいいのか、
あるいはさらに進んだ方法があるかど
うかといったような問題を、もっと真
剣に検討する必要があるというふうに
考えております。

○門司委員 次に聞いておきたいと思
いますことは、この税法の中でいまま
であまり触れられていなかった点の一
つとして、例の総合的なもの、たと
えばここに書いてある以外に、総合的
地理的条件その他の関係から、どうし

てもしなければならぬ建設事業とい
うようなものがあるかと思うのです。そ
れは住宅の問題等もそうです。これは
地理的条件です。それでそういうもの
をどの程度まで見ておるかということ
であります。

こういうことを私が聞きますのは、
たとえば東京なら東京で、非常にた
さんの職場があつて、ここにたくさん
の人が来る。そうすると、その人た
ちはどこにねぐらを求めるといふと、
やはりそのところだけではいけない。
地方から通つてくる。そこに人口が
ふえてくる。そうすると、その村は、実
際から言うところには似せられないよ
うな住宅政策をとらざるを得ないよ
うなところになります。そういうもの
の危険性が当然出てまいります。そ
ういふものとの調和は、いまだこ
でやつていられるかといふことであ
ります。そういう新しくでき
てきた現象等について、これがどう
いうふうな作用しているかといふこと
が、ここで見ただけでは、全体が同
じようになつておるのか、あるいは
どういふ特殊事情について、ど
ういふ状態、どういふふうになつて
いるのか、その辺をひとつ、あなた
のほうにお考えがあり、またおやり
になつておられるなら、この機会に
明らかにしておいていただきたい。

○柴田政府委員 いま御指摘になりま
した都会地周辺におきます人口の急増
等につれて生じてくるいろいろな必要
な財政需要につきましては、人口急増
補正というふうな補正のしかたをや
つております。この補正は、人口を使
います場合には、国勢調査の人口を使
うのでございまして、その年の人口と
の差が相当ある。この差を補正係数で

もつて埋めていく、こういう形をと
つております。これはいまある
行政経費をどうするかという問題にも
つながるものでございまして、おし
やりましたような投資的経費、つまり人
口がふえますことによつて新たな施設
が必要になつてくるというふうなもの
につきましては、その人口のふえてま
います分について投資的経費を補正
をいたしまして、必要財政需要を見
ておるわけでございまして。ちよつと
きりした係数を覚えておりませんけ
れども、その部分の補正で、少なくとも
五十億は下らない補正をいたしてお
ることになつておると思つております。

○門司委員 私が聞いておりますのは、
そのほかに僻遠地等におきま
す必要な施設の整備等につきま
しては、従来から府県分につきましては
遠地補正という補正をとつておられ
ましたが、今回市町村分につきましても、同
じような方法で僻遠地補正といふもの
を行ないたい。そして離島等の必要経
費を充実していく、こういう方法を
とらうとしておるわけでございませ
んか、そのほかに辺地の整備等につ
きましては、辺地債を認めておられま
すが、これは元利償還金というものは
基盤財政需要額に算入する、こういう方法
をとつてまいつておるわけでござい
ます。

までの経費はこの中に入っておらない。人間がふえればふえて、それが係数の中にむろん含まれてくる。しかし、問題になるのは、いま言いましたように、住宅なら住宅をどうしてもこの村の行政としては建てざるを得ない。しかし村財政の全体から見れば、とてもそんな余裕はないのだが、実際はやらなければならぬ。住宅がふえれば、したがって学校も建てないわけにいかない。そういうものは、単に投資的経費のような形、基礎的ないろいろなものをこしらえることにはなる、あるいはこれの維持、改善だとか補修だとかいうような、この税法のたてまえからくる一つのものと多少違ったような形が出てくる。しかし、自治体としてはそれをやらぬわけにはいかない。それを満足にやっておれば、ほかの仕事が何もできないということ、結局その辺にも十分に施設が行なえないというのが現状だと私は思う。だから、こういう基本的な仕事の伸びというものがこれに振り向けられておるといふようなお話であります、全体からいふと、五十億というのはごくわずかであります。五千億くらいの中から五十億ばかり入れてみたところで、どこにどうしたということは考えられないのだが、私はこの辺で一応、あまりにもあとを追うという姿ではなくて、もう少し大胆に地方の自治体の要求するものを織り込んでいったらどうか、あるいは学校を建設するなら、学校についてはこうするのだと言って、いま文部省のほうとのいろいろ議論もございましょうが、しかし、それは実際問題としては、学校建設などに対して、

文部省の言うこと、それから大蔵省の考えておることとは全然違うのです。これは実際は負担区分というのはめっちゃくちゃなんです。一例をあげれば、たとえば基地周辺の学校に防音装置をしなければならぬということになる。そうすると、これは法律上からいえば全額国庫負担なんです。一億かかるなら一億は全額国庫負担である。ところが、実際はどうなっておるかという、はつきり言えば、古い校舎もしたがってこれは国のものだ、これを自治体に払い下げるからということ、で、一割はちゃんと地方の自治体が何か古い家を買取ったというような形で負担しなければならぬ。法律の文面は全額負担するのだということになっておる。しかし実際は、その中の一割を地方自治体が負担しなければならぬ。そういうものがこの財政需要額の中にあがってきてもおるかどうかということ。おそろくこんなものはあがってきいてない、私は思うのです。法律のたてまえ上あげられないと思ふ。そうすると、その分だけはどうしても地方の自治体がいかなければならぬ、これが現実の問題です。だから、さっきもちょっとお話を伺っておりましたら、補助金その他が実際に見合わない非常に低い額であるために、より以上にこういう算定の基礎以外に負担しなければならぬ、また算定の基礎にするわけにいかないというやうな問題が、現実の問題としては起こつてはしないかということが考えられるのですが、これはひとつそつちのほうで補助金やその他の関係で直せばよろしいのだという理屈もあろうかと思ひます。しかし実際の問題として

は、法律どおりの国の負担金はそう簡単にいただけないということになれば、そういう問題はやはりある程度この中に織り込んでいく必要が現実問題としてありはしないかというように感じられるのですが、その点はどうですか。

○柴田政府委員 実際問題のお話でございますが、私も実際問題としてこの問題についてお答えいたしますと、やはり負担金の不合理、補助金等の不合理は、本筋で直していただくように努力をする以外にないじゃないか、これは妙な話でございますけれども、打ち明け話になりますけれども、財政計画で直す、あるいはそのしりをぬぐうというやうなことになるかと、自然それが既成事実になってしまふ。なかなか直らないというやうなこともございします。したがって、たてまえとしては、やはりそういう不合理の是正につとめていく、こういう方法でやつていかざるを得ないのじゃないかと実は私も思ひ、従来からの態度を変えておらぬわけでございます。しかし、おっしゃるやうに、現実問題としてはいろいろ問題があるわけでございます。先ほどから御指摘がありました、投資的経費の算定のしかたがこれでいいのかといふ、私もこれでも十分だとは決して考えておらないわけでございます。先ほど来申し上げましたやうに、人口急増補正等をやりましたが、やはりそれは補正係数として考えられるわけでございします。もとになる基数は既存の基数だ。そうしますと、出てまいりますものに新たな需要が必ずしも十分に織り込まれないというやうな欠点もあるわけでございます。し

たがって投資的経費の算入のしかたにつきましても、多少とも変えてまいりましたけれども、なおやはりこの辺でもう一ぺん考え直す必要があるだろう、先生御指摘になりましたやうな点も含めて再検討する必要があるだろうということをお私どもも感じておるわけでございます。

○門司委員 いま私が聞きましたことについては、自治省としてはそういう答弁をせざるを得ないだろうと思ふのです。したがって、委員長にお願いしておきますが、この法案が上がるまでには、やはり大蔵省なり文部省なり、特別関係のある大臣なりなんなりにぜひ来ていただいて、どなたからでも私はそういうものをこの際はつきりしておきたい。そうしないと、いつまでたっても交付税自身を、さっきから申し上げておりますやうにどんなに議論してみても、実際に沿わないということになつてくると、それが調整財源というやうな役目を果たすのにかなり無理をして、同時に二・八・九でよろしいかどうかというやうなことも実は問題が出てくるわけでありまして、少なくとも各省の誤れる、と言つて少し言い過ぎるかもしれませんが、不十分な国庫負担をこの財源で補うというやうなことのないうようにしていく必要がこの際ありはしないか。そうでないと、この税法自身は実はあやしいものになつてきて、当然国が負担すべきものまでも調整財

源の中から出されるということになつてまいりますと、この税法自身の目的にも沿わないものが出てきて、地方の自治体にもかなり迷惑をかけると思ひますので、委員長からひとつそういう取り計らいをぜひしていただきたいと思ひます。

それから、その次にもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、各自治体の持つております特異性です。これもさっきからお話をしておりますやうな一つの投資的財源であり、あるいは投資的事業のやうに見えますが、実際は、最近の地方の自治体のあり方をずっと見てみますと、自治体の置かれておる地理的条件がかなり大きく支配しているのじゃないかというやうに考へられる。都市周辺の問題についてどうするかというところ、こういうところだからこういう処置をしなければならぬのだ、これがかなり遠隔の地であるなら、たとえば道路の舗装にいたしましても、あるいは橋梁のやうな問題にいたしましても、学校の校舎の問題にいたしましても、すべての問題は大体この程度でがまんができるのだが、しかし都市の存立している地理的条件がここではそれを許さないのだ、やはりここではこういうやうな方法でなければならぬのだという、立つておる地理的条件からくる需要がかなりあるのじゃないかということが考えられます。学校においても同じことであつて、木造でよろしいところも、やはり建てかえるなら全部鉄筋コンクリートでなければいけないのじゃないかというやうなこと、それから都市の大きさによつては図書館が必要になるのではないかというやうなこと、こういうやう

うな問題が当然出てくる。特に今日問題になるのは、やはり五大市は財政がよろしい、こう言っておるが、ことに東京なども財政的にあなたの方から見ればあるいは富裕都市かもしれない、あるいは五大市、六大市というものはそういうふうに見られるかもしれない。しかし中に入ってみて実態を見てみると、かなり劣悪な条件でいろいろなことがやられておる。そういう立っておる特殊の地理的条件下に對する勘案もされておるものがこの中にごさいますか。そういうものがある程度の中に入れないと、実際面からくるアンバランスをなくするわけにはいかないのだ。それは理論上というか、あるいは表面上のアンバランスは埋めることになるかもしれないけれども、その数値の基礎は役人がきめたものであつて、災患とは合わないことにならうかと思ひますが、その辺はどういうふうにお考えですか。どこまで役人の考えたまうか。今日までの地方自治体の行政は、その自治体のある地理的条件でまづ定木でははかれないものがあると思ふのだが、これは幾らかこの中に勘案されておるのですか。

○柴田政府委員 主としては市の場合が多うございしますが、市町村の大小によりまづいわれる置かれた地理的条件によりまづ配慮を申しますか、この点につきましても、一般的にとられる範囲におきましては、たとえば建蔽率正係数の算定をいたした場合に、その基礎をとって計算をいたしておる。つまり都市と大都市で考えますれば、同じ清掃施設でもあるいは尿処理施設でも

規模が全然違う。その規模の違いから中身も変わってくるわけでございますが、そういう点は配慮をいたしてあります。しかし個別の都市ごとについての特許性の配慮は、残念ながら普通交付税の算定のもとにおきましては完全に行き届かない。したがって、さようなものにつきましても、たとえば特別交付税の配分の際、大都市周辺所在の市町村について特別な配慮をする等の措置を講じてまいりたいと思つております。

○門司委員 私もうそういうことだと思ひますよ。だから最初に要求いたしました決算と需要額との問題をぜひひとつ出してもらいたい。そうして政府のほうだけでもつかみ分けのような形でない、こういう法律がありますから、この法律に基づいてやりになつておるだらうと思ふ。しかしわれわれのほうから見ると、何も基礎数値というものがそういう面に明らかになつていないじゃないか。そうしてただこれだけ、二・八・九——こういう数字になるから、これをどう割り当てればこうなるのだというきわめて機械的な事務的な配分だけしか行なわれていないじゃないか、これが実態に沿っていないじゃないかという言ひが言えるわけでございます。したがって、それについては先ほど資料要求をいたしておきまして、わかるだけだということお話をさききりましたが、わかるだけでもよろしゅうございしますから、この法案が上がる前に一応見せていただきたいと思ふ。そうしてぜひ審議の資料にさせていただきますかと思ふ。

私がそういうことをなぜ申し上げるかという、地方の今日の財政需要をずっと見てまいりますと、ちょうど昭和二十七年、八年あるいはその前の六年くらいのところをたどつておるような気がする。そうして一方には公債がだんだんふえてきて、これの処理をどうするかというところになりかねておる。一方には財政需要がだんだん地元の市民の要求でふえてきておる。これにこたえるにはどうするかということだんだん窮乏な面になつてきておる。ところが一方においては、赤字をだんだん少なくするという形で、そうして政府御自慢の、再建団体がだいたい減つてきて、財政事情はよくなつたというやうな印象をだんだん与えてきておる。地方の自治体が勢ひ消極的にならざるを得ない形を示してきておる。このまま二、三年過ぎてごらんなさいます。まごまごしてると、ちょうどまた例の昭和二十九年当時のやうな状態が出てこないとはどう考えても限らない。ことに最近の公共事業の実態等を見てまいりますと、そういう面が非常に大きい。

ちょうど私の約束の時間になりましたから、最後に聞いておきたいと思ひます。これは、国民健康保険に對するもの考え方でありまして、これがこの法律の中に一体どれだけ加味されておるのか。もしこれが入つておるとするのなら、その辺をひとつ明らかにしておいていただきたい。これは、御承知のやうに、一面においては独立採算制のやうな形をとつておる。しかし、その財源に於いては、料金でなく、税という形でこれをとつてきておる。そういう問題がありますので、この交付税の財源処置の中でどれくらいこのウエートを占めておるか、一体どれくら

い配慮がなされておるのか、この機会にひとつ明らかにしておいていただきたい。

○柴田政府委員 国民健康保険に關します経費につきましては、地方財政法の規定の趣旨もございまして、地方財政法の規定の趣旨と申し上げますのは、この負担区分に基づいて地方団体が負担すべき経費については、それぞれ交付税の算定の中の基準財政需要額に算入するのだという趣旨が書いてございしますが、これのただし書きではねておる経費がございしますが、その中に国民健康保険に關する経費が入つております。したがって、基準財政需要額の中には、現在のたてまえでは国民健康保険関係の経費は入つておりません。これは實際の面からいくと入れられないという形をとつておると私は思ふのです。また、とらざるを得ない状態に置かれておると思ふのです。これはあの国民健康保険に對して、これを税にするかどうかというときのひとつの問題点でありまして、税にすればこういう形が出てくるぞ、税でなければ、料金である場合には、一般会計としての始末もしいいし、やういふのだ。ところがあのときの社会事情というものは、これは税にしなければ困るという強い自治体の側の要求で、法律はあつたやうになつたのであります。ところが、この問題は、厚生大臣は国会でもしばしば言われ、また社会保障が非常に進んだやうな宣伝をされておるのです。實際は、地方の自治体はこれの赤字にはどうにもならぬで弱つておるのです。これは、まごまごすると国民健康保険は政府に返上しようという意見も出てくる

のです。その意見の一つのあらわれとして、今日の京都の問題です。京都府は、政府は世帯主も家族も七割七割の給付にするということをし、しばしば言明をし、またそういう予算を組んでおるといつておるが、京都に行くと、この間京都の市会では、御承知のやうに、世帯主は七割であるが、家族は五割という、從來六割であつたものが一割下げで五割ということをして市会で決議してあるでしよう。政府の行き方と全く反対である。私は京都の市民は非常に不幸だと思ふ。政府が七々といつて盛んに宣傳しておいて、實際は五割しか補給がでないというやうなばかばかしい現象が現実にあつておる。これは、私はこんなことを言つて少し私の言い過ぎかもしれないが、京都の市長の高山君はこの問題では非常に頭を悩ましておられて、去年の暮れなどにはかなり私どもにもやかましいことを言つて、そうして何とかしていただけないのだ、全体の国民保険をやつていけないうになつておるのだ。政府が何といおうと、かといおうと、現実の問題としてどうにもならないのだ。だから保険法を根本的に変えるかどうかというところがひとつ、この制度を続けるというところなら、政府がもう少しこの問題についてめんどうを見るべきだといふ強い意見が実は全国の市町村にあると私は思ふ。それに対して、いまお話をのたというところになると、地方の自治体としては非常に困りはいないか。しかも赤字ができればこれを一般財源から補てんしないわけにはいかない。あるいは特別の会計になつておるからと

いつて、いつまでも赤字でほっておくわけにいかない。一般会計からこれを補てんするという事になりますと、いわゆる交付税の対象にする必要がありはしないか。それは私理論的にはいろいろ問題があるかと思いますが、しかし現実の問題としては、これを交付税の対象にする必要が私はどうしてもあると考える。それがただ人口やその他で配分されているからでは私は済まされないのじゃないかということであります。なぜ私がそういうことを言うかといふと、人口において配分されておることも一つの方法ではありますが、国民保険の実態というものが、会社とか工場その他につとめておられる健康保険に入れない自由職業の諸君、同時にまたそういうところにつとめておいでにならない零細な市民の団体であることに間違いないのであります。そうすると、担税能力は非常に少ない。しかし、かかってくるのは、医療費はだんだんかさんでくることは当然でありまして、医学が進歩すればするほど、医療が高くなればなるほど医療費はよけいかかってくることは当然だと思ふのです。こういうことを鑑みてまいりますと、これが財源調整の一つの機関であることには間違いないのでありますから、これを中に取り入れたいということは私はいいが、かと思ふのです。理屈はあろうかと思ふが、この際自治省の意見を、これは政務次官からひとつはきいておきたいと思ふ。大臣がおいでになれば大臣からこの問題は私はきいておきたい。これはどうされますか。

○金子政府委員 ごもっともなこと

ございまして、ただいま調整交付金という制度が厚生省の中にありますが、ここのうまいくいつているかどうかということも検討しなければならぬ、大いに検討に値する問題であるので、よく大臣にもその旨を伝えておきたいと思ひます。

○柴田政府委員 ちょっと補足して申し上げます。

門司先生御承知のとおり、思想的な問題もあるわけでございします。思想的な問題がありますので、私ども、割り切れない問題を持っている。しかし、では現行の制度の中でどうなっているかという問題も、実は検討しなければならぬ。と申しますのは、国民健康保険会計の赤字をずっと見てまいりますと、大都市に非常に大きくて町村では黒字になっているところが、ほんとうの黒字なのか、あるいは給付内容が悪くてこういうふうなのかという問題もあるわけですね。その辺の問題を調べてまいらなければいけません。財政問題といいたしましては、当面、政務次官からお答えがございましたように、す調整交付金が一休うまいくいつているのだからという問題に私どもも非常に問題を感じておるわけでございまして、克明に検討して、その範囲でもって直るものならそれで直すのが現在の制度上では本来のたてまえでございしますし、それがどうしてもいかぬということになってまいりますと、問題は白紙に返して考え直さなければならぬというところになるかと思ひます。ただいま検討中でございます。

○門司委員 政務次官からの御答弁で

ございしますけれども、私はこの問題については、もう少し政府が真剣に取り組むべきだと思ふのです。これは厚生省にまかせておいてそこのほうでやるといふことになればそれでいいかもしれませんが、しかし被害を受けておるのは、自治体であり住民であります。赤字が多いか少ないかということとは、これは大都市であればあるほど赤字はふえてくるのです。それはいま申しましたような負担能力の比較的小さい人の集約がだんだんここに集まるのでありますから、農村におきましては、何といつてもそんなに大きな生活あるいは収入等の格差のある人が大部分ではないので、ある程度の水準が保たれておるといふこと、それからもう一つは、医療その他の環境からいつても、大都市ほどの完備したものを持っておりません。大都市であれば当然入院を必要とするものが、町村に参りますと必ずしも入院をする施設があるかないかというところも問題になってくる。医療の程度というものは、現実の医療の程度とは低いにきまっております。したがって、同じような税法のもとに徴収されてくる国民健康保険税というものの割合からいへば、やはり負担が軽くなっているというところは当然言えることでありまして、村によつては無医村というところもございします。しかし、こういうところでも税金はちゃんと取っておりますから、そういう私うところがないければ税金は残るにきまっております。しかし、そういうところの住民諸君は医者にかららないで、それ以外の薬が何か買つてやつておるといふ矛盾があることは事実であります。だから、いまの

当分の御答弁のような単純なもの考へ方では、私は実態に即さないと思ふ。実態は、厚生省にまかせておくべき筋合いではございまして、われわれももちろんそういうことは考えております。

したがって、ここで問題になりますのは、自治省としてのお考えは、ちょっと重複するようではありますが、いままでの経緯、それからさらにこの税金のたてまえと国民健康保険という一つの事業形態をなしたものの形であることのために、ある意味においては公営企業と言えるかもしれない。しかしこれは単なる一般の事業とは全然性格を異にしておる。形のうえからいけば当然一般財源の中に含まるべき要素を持つておることに間違いないのでありますから、少なくともこれを税法に直した以上は、それから国民健康保険というものを政府が打ち出した以上は、普通の財源である、一つの行政事務であるか、事業であるかというところは問題があるかもしれない。行政的の問題があるかもしれない。行政的の問題もさるが、自治省としてのもそれを考える段階にきていかなければ、どつちかにこれをはききり割り切つて、そしていまのような全く相矛盾するような現象の出ないようには、私は二、三年すると国民健康保険を返上する都市が出てくると思ひます。とてもこんなものをかかえておつたのでは、村財政がやつていけないという形が出てくると思ひます。したがって、これは御答弁は要求いたしません、これもひとつ委員長にお願い

しておるのだが、この次の会議には、やはりそういう意味において厚生省の責任者に一応来ていただきまして、この問題についてのわれわれの要求あるいは住民の考えておること、同時に、国民健康保険がいまのような状態であることのために、厚生省の意見をもう少しはつきりしていきたい。その上でさらにこの問題をわれわれは検討していく必要はありはしないかと考えておりますので、ひとつ厚生省の責任者を呼んでいただきたいことを最後に私はお願いいたします。きょうは一応これで質問を終わらさせていただきます。

○華山委員 先ほどの質問を継続いたしますが、先ほど超過負担のことを申し上げまして、それが大体五百億にも達するであろうというお話を承つたのでございしますけれども、先ほどまた文部省のほうからお話がございましたが、文部省につきましては、特に私の経験によりまして、いろいろなものにつぎまして七割、八割しか負担してくれない。そして私は、どういふわけでこういうふうな負担をするのか、負担を減らすのかということをおしきりに思つていたのでございします。あるときふと、それは地元負担があるからそれではないんだという話を聞いて、私はびっくりしたことがある。ほんとうではあるまいと思つたのでございしますけれども、ただいまのお話によりまして、学校の建設についても、やはり地元負担が三割だったのが、今度は二割に減らしたので、こういうふうになるのは税外負担のことなんだ。政府が当然税外負担を認めておる。こういうふうなことは私は財政の系統というものは

混乱するばかりだと思ふ。現在税外負担というものは非常に大きな問題になつてゐる。それを大蔵省が文部省が知りませんが、当然あるものと考え、そうして予算をつくるなどというやうなことは、私はことが過ぎるかもしれないけれども、もつてのほかだと思ふのです。そういうふうなことはぜひひとつやめていただきたいと思ひます。

それから最近華公債あるいは公債企業に付きまして、非常に借金が多くなつてきた。大体昭和二十九年に比し、お調べくださつたところにより、残高が七倍程度に増してゐる。公債企業もしくは華公債企業が危殆に瀕している状態でございます。非常に心配でございませぬが、このことにつきまして、最近外債というのをよく新聞等で見るのでございませぬが、これらの事業につきまして外債でやつていくという御方針はどこから出てまいつておるのでございませぬか。自治省でもよろしうございませぬが、大蔵省、おいでになつていらしやいますれば、大蔵省の方にひとつ御答弁をお願いしたい。当然内国の金でやつていただいていいものだといふふうな感情的に考えますが、どういふわけでこれを外債に求めるか。

○柴田政府委員 大蔵省からお答えになるのが本筋かもしれませぬが、国内資本が十分ございませぬれば、何れ外国まで出かけて借金を募集する必要もないのでございませぬが、国内の資金需要等から見まして、まともな大きな金なかなか入らない。そういう情勢のもとに、一方国外でそういうふうなものについて募集に應ずると

いったやうな空気があります場合にございまして、外債を発行する、そういうやうな形で現在行なれておるわけにございまして、現在大阪府市で起こしてありますマルク債、それから近く東京都が東京市の理立て関係で外債を起しますけれども、これらはいずれも事業量が非常にばく大でございまして、国内の資本市場ではなかなかうまく融通がつかない。そこで、そういうものにつきましては、過去におきまして関東震災のときに外債を起した事例もございまして、外国の資金の導入を得て、早く仕事をやる、こういう考え方でやつたわけでございませぬ。

「永田委員長代理退席、委員長着席」

○華山委員 そういう経済のことは、感情だけでものを言えませぬから、あまり強く私は言ひませぬけれども、とにかく日本がこれだけ経済が進展した。それを市町村が、自治体が行うとするに、内国でその資金の調達ができない。そういうふうなことは私は非常に惜けないやうな気持ちになります。感情論だけで割り切れない問題でございませぬからなでございませぬが、最近の東京都の外債はユーロダラーといふことになつております。われわれの常識では、ユーロダラーといふのはとにかく金利を求めて動くところの短期的なものといふふうな考え方がありますが、そういうものをとにいたしまして外債といふことで、安全なものでございませぬか。どういふ意味で、そういうふうな長期のものにつきまして短期的な原資を求められたのか、ひとつお伺ひしたいと思ひます。

○稲村説明員 ただいま御質問のユーロダラーの問題でございませぬが、先生御指摘のとおり、ユーロダラーと申しますと、確かにホットマネーと申しますか、非常に短期に動くのを主としてユーロダラーといふことばで呼んでおつたかと思ひますが、それは名称の問題でございませぬ。今度といひます、昨年の後半から非常に多くなつてまいりました長期債をユーロダラーでやるという場合のユーロダラーと申しますのは、アメリカ以外、主としてヨーロッパの銀行にあるドル資金をその対象とした債券でございませぬ。これは必ずしもホットマネーと申しますか、非常に短期のものではございませぬ。したがらしまして、ユーロダラーといふことばの意味が広くなつたと申しますか、そういう広い意味でユーロダラーと申しますのは、アメリカ以外にあるドル資金といふふうな言葉もかと思ひます。その中には、いままで問題になつておりました非常に短いホットマネー的なもののほかに、長いものもございませぬ。むしろ御指摘のとおり、ホットマネーで長い十五年というやうな債券をあれすることは危険であり、また、実際上できないことと申します。ただ、問題になつておりました東京都債などのユーロダラーと申しますのは、元来長期の投資に向かつておりますアメリカ以外にあるドル資金を対象としております。その意味におきまして、御指摘のやうな御心配はないかと存じます。

○華山委員 現在の国際収支の関係で、日本は資本収支の面において、借金政策によつて埋めていくといふのが現在の状態。その方便として、東京とか大阪とかいふやうなところは信用が厚い。そういう意味で、外債といふものをそういうところに押しつけてゐる、こういうふうにはお考えにはならないのでございませぬか。

○稲村説明員 国際収支等の関係におきまして、確かに資本収支で長期の外債を出すといふことがプラスになるといふ結果はございませぬが、しかし、これはそれが目的でやつておるといふことは全くだございませぬ。むしろ、結果としてそういうふうになるといふだけでございます。たとえば、金額からいへば、たゞ今、国際収支の改善のためというあれには、まだ残念ながらそれほど多くの外債を出すといふことは必ずしもできないわけでございませぬ。ただ少しでも、先ほど自治省のほうからも御答弁がありましたとおり、むしろこれは国内資金では十分にできないといふ大きな事業その他で、長期に外債を出せるというのにつぎまして、むしろそちらのほうの要請から政府保証もつて、売りやすくして外債を出すといふことで、その結果として、国際収支上も長期の安定した外債が入ってくるという意味で、非常なプラスになるといふことと申します。

○華山委員 金利は外債と内債ではどの程度違いますか。

○稲村説明員 外債の金利につきましては、東京都の分は、これから発行いたします、直前の市場の情勢でございませぬが、まだわかりませんが、従来の例で申しますと、地方団体につきましてのみ申し上げますと、国内の地方債は、大体公債は七分三厘ぐらゐの応募者利回りかと思ひます。それに対して、最近出ました大阪府市債は大体応募者利回りが六・五二六〇——六・五〇を若干上回るといふところになつております。これは最近の一月に出たものでございませぬ。東京都債につきましても、むしろわれわれといたしましては、最近の大阪府市債よりもつとよい条件を獲得したいといふ点で努力をいたすつもりでございませぬ。

○華山委員 池田さんは、非常に大団になつたといふやうなことを言われますが、地方自治体がそういうふうな仕事まで外債に仰がなくなつていくといふことを聞きまして、まことに情けないと思ひます。しかし、これは経済の問題でございませぬから、この程度でやめませぬ。

もう一つ、話を交えますが、いろいろな報告等——先ほど地方自治体の報告といふふうなものを拝見いたしました。したが、私考えますの、十のところが、一のとことろを合せて十一の状態を示され、また、十のところが一のとことろを平均してそれを出されて、ほんとうの実態といふものは各市町村が別々でございませぬから、わからないじゃないかと私は思ふのです。それで、あの報告書にどういふことと申して、ございませぬけれども、別個の資料でもございませぬから、いろいろ経済の事情、財政の事情といふものを、財政の規模に應じた分に分けて研究をしていただきたいと思います。それによつていろいろ貧弱市町村の実態もわかると、それによる施策もあるかと思ひます。私がかつていろいろ調べたところによると、貧弱な府県、貧弱な市町村ほど教育費の割合が高い。私は、よく教育費はエンゲル係数だと言つたこととがございませぬ。富裕県におきまして、

でございませうか。次官にお伺いしたい。○金子政府委員 刃地に対する計画は、自治省において各省関係全部一応取りまとめ役をつとめておるのでございます。委員会のような機関をつくって推進力にすべきだという御意見につきましては、まことに適切な御意見かとも思いますけれども、その委員会をつくるかどうかということは非常に大切な問題でございます。ここで私は確約はいたしかねますが、大いにひとつ検討いたしてみたいと存じます。

○華山委員 それからひとつ具体的な

問題でございいますか。明日大蔵大臣もお願ひしたいと思っておりますが、最近特に道路の問題が、国の直轄事業の負担金、あるいは国の補助を伴う道路の改修というふうなことで、非常に大規模に行なわれております。それが各府県あるいは市町村もあるかもしれませんが、一定の規模で計画的に毎年でございしますとまだいいのでございしますけれども、ある年にはもっと大きくなって、その次の年にはそれほどでもない、そういうふうなことでございまして、また建設省におきましても、おまえの県は、あるいはおまえの市町村は五カ年なら五カ年の間こういうふうな金ののかり方でいくんだということも示されていない。その結果、財政全体が非常な不安定な状況になってきております。それでひとつお願いしたいのでございしますが、こういう不均衡をならす意味におきまして、道路等の特別大きいところの国の仕事、そういうものにつきましては交付公債を出していかなだきたい。交付公債の全額とはいかなくても、たとえば過去五カ年間の平均の県の負担、それにある程度の増加率

を掛けてもいいと思いますが、それを越える部分につきましては、これは短期でいいわけですね。五年でいいと思う。そういったしまして交付公債を出しまして、そして府県なり市町村なりの変動の激しい財政需要、そういうものを平均化するというに私はお願いしたいと思いますが、その点いかがでございますか。

○柴田政府委員 交付公債を出したらどうかという要望は、実は府県等地方団体側からも多いのでございます。しかしながら、これは御承知のように、昭和二十八年でありましたか、当時の財政窮乏を脱却する手段としてこういう方法をとって、その結果交付公債がきわめて安易に発行されて、公債費の累増を招くということでやめたわけですね。一ぺんやめたものをまた起こすのかという問題もあるわけでございます。ということで、実際問題として、地方負担も相当なものになりましたし、交付公債は悪かったからやめたのであって、よかつたのにやめたわけじゃないと、いけませんので、そこで私もとしましては、その調整として、交付税を計算いたします場合に、需要費補正という考え方を数年来取り入れてきた。この方向を、やはりそういった問題については強めていく。言いかえすならば、基本的には客観的な計数をとるならば、需要量の非常に膨大になる部分については、たとえばその年の年の補正係数の中に織り込んで、ある程度交付税を通ずる一般財源としていく。なお、足らざる部分につきましては、便宜地方債の発行を認めていく、こういう両面の併用で今日まで行ってきたわけですね。しかし、実は、この方法

が将来とも一番いいのかといえば、問題がないわけでもないのではありません。将来の問題として、私どもとしては、少し検討したい、こういう考え方を実は現在持っております。それから、なお、御指摘のように、こういった計画的な事業についてのそれぞれの地方団体ごとの年次割額というものがはつきりしない、したがって財政が困難をする、また、計画として立てた事業というものもうまくいかないということも、確かに御指摘のとおりであります。私も、そのように感じますので、事業省当局にも、そういった場合の割り当て等については早く連絡をしてほしい、そうしなければ財政的に非常に困ってしまうから相談をしてほしいということをお願いしております。

○華山委員 相談はけっこうなんですけれども、やはり実情をお知りにならないと思うのですが、府県などというものは、河野大臣の前に行けばネコもたいなものです。言うことは何でもあはあ聞いてくるのが実情なんです。そういうことはできませんと言ったら、次の日からこわいというのが実情なんです。なかなか相談なんかできなものじゃないので、言われればあはあとするだけなんです。私は何も借金の方策でやれというのじゃないんです。あまりでこぼこひひい。その要素が大きいです。したがって、そんな長期の交付公債でなくていい。また、金額交付公債で持たなくていい。ある程度越えた部分について交付公債を発行して、そして各年間の財政の均衡を保つようにひとつお願いしたい、こういう意味で言っているわけでございます。

すので、ぜひひとつ御検討をお願いしたいと思います。私の質問はこれで終わります。

○森田委員長 安井吉典君。

○安井委員 それでは、ちょっと財政局長にお尋ねしたいわけでありまして、地方公共団体の行政水準の向上という課題があります。これについては、都市は都市なりに、農村漁村等はそれなりに、非常に大きな財政需要の増加に四苦八苦をしているという状態でありまして、それらに対する財政の調整機能あるいはまた財源補償という機能を、この地方交付税の中で果たさせているわけでありまして、しかし現実にはなかなかそうはなっていないで、単に、国がかつてに計画をした施策のしりぬぐいのために地方交付税が使われている、こういうふうな実態がある点は、先ほど来の同僚委員の指摘のとおりだと私は思うわけですね。そこで、いわゆる地方交付税の本来の使命を果たさせるためには、都道府県あるいは市町村の規模やあるいはまた立地条件、そういうものに即応したあるべき行政水準、こういうような目安をしっかりと立てて、それから初めて対策というものが生まれてくるのだと思うわけでありまして、そういう点はいかがお考えですか。

○柴田政府委員 おっしゃいますことはよくわかるのでありますけれども、そういう意味におきましては、あるいは地方財政について長期計画というようなものを考えて、必要な行政施設水準の整備あるいは充実といったような立場から、これを財政的に表現していく、こういうような行き方も一つの方法であるかもしれません。しかし、お尋ね

ね、長期財政計画というものは常に変動いたしますので、技術的になかなかむずかしくて、とかく絵にかいたもちになるといったようなことで、いままでは、そういうことの観念的な必要性を認めながら、実際問題としては、あまり作業はいたしてまいってございまして、現実問題といたしましては、おこたばのように、地方の行政施設水準を充実する、あるいは国庫補助事業のみならず、単独事業の持つ機能というものを、もっと大事にしなければならぬだろう。そこで、ここ数年は、単独事業の充実という方向に実は努力をしてまいったわけでございます。まあ三十九年度は道路でございまして、取られていくような結果になりましたけれども、道路の整備もまた、今日、地方の市町村の置かれております行政施設水準ということからいいますならば、やはり一つのこと自身は、そういった基本目標にそむいておるとは思いません。問題は、やはりこの単独事業を、建設事業もそうでないものも含めまして、これをいかに計画化し、整備化していくか、充実化していくかという問題じゃないかと思うのであります。今後とも十分その方向でさらに充実をはかっていく必要があり、また、そういう方向について、めでたいうらやましいというふうに考えております。

○安井委員 いまの点について、一応お答えはありましたけれども、私は、いまのやり方は、国の施策だけがどんどん進んでいて、ただそのあとを地方交付税が追っかけている、そういう形であって、本来市町村はどうあるべきかという、市町村自体のかまえていうものが、ちっとも地方財政計画にあるいは地方交付税の仕組みの中にあられてこないわけですね。だから、一人の大臣の突然の思いつきで道路の五年計画が始まったというふうな言い方は、あるいは間違いかもしれませんけれども、しかし何か一つの仕掛けが、この発想によって生まれていったら、たまたま地方交付税はそのあとをいかにして追っかけて回すかというところにきゅうきゅうとしておるといえるのが、現在の姿ではないかと思っております。ですから、私は、地方財政の全体的な方向をつかみやすい立場にある自治省が、やはり自治体はこうあるべきではないか、そういうような一つの案を提出し、標準的な一つの市町村あるいは都道府県をとらえて、それを中心にして交付税のこれははいておられるわけではありますけれども、いまのような現象を追うという姿ではなしに、この標準の市町村にあっては、水道はどれくらい普及しなければいけないか、清掃の問題はどれくらいあるべきではないか、あるいは都市計画なり農村対策、そういったようなものはこれくらいは当然あるべきではないかというふうな姿を、ビジョンとでもいいますか、そういうようなものを一応描いてみるというところ——そのとおりにはなかなかないから、一応そういうようなものをあらかじめ示すということが非常に大切なことではないかと思っております。これは自治省のデスクワークだけではなしに、そういう標準的な市町村につくらせるのも一つの案ではないかと思

のです。そういうようなものを一つ
しっかり持っておって、そういう中か
ら本来の財政調整機能というものが果
たさるべきであるわけです。それがい
まさかさになっていっている状態であり
ますが、いまのこういうような流れを一
般に逆転させるといふことはなかなか
かむずかしいにしても、やはりそうい
うような作業をやることは、私は決し
てむだではないのではないかとと思う
のですが、どうでしょう。

○柴田政府委員 お考えは私どもにも
十分わかるのでございまして、そうい
う方向に向かうためには、やはり市町
村の諸施設の現状というものを明確に
とらえなければならぬ。それから当
面の目標を描いて、それをどういう形
で計画的に整備をしていくかという問
題の順を追っていくことになるであ
うかと思うのであります。本年度の予
算では、実はそういったものの調査費
をわずかでございまして、しかも認め
られております。いままでも逐次そう
いう方向にきたものではございませ
ども、何ぶんにも膠着性のある経費の
ほうがおっしゃるような、逆に受け取
られがちなきらいがあることも私は否
定いたしません。しかし、おっしゃる
ように、いままで国の施策のしりばか
り追いついていっているわけでも実
はございません。それだからとおし
やるかもしれませんが、多少ともそ
ういふ方向に努力はしてきたつもり
であります。しかしこれではいかぬ
ので、ことしの予算で認められてお
りますような費用も活用いたしまし
て、そういう方向でさらに整備を
していきたいというように考
えております。

○森田委員長 秋山徳雄君。

○秋山委員 私は、主として歳費とか
報酬あるいは給料、賃金、そうしたも
の考え方について二、三お尋ねをい
たしたいわけですが、給与体系とい
うことになると非常にむずかしい
さがあるかと思ひます。いま各地方
でどういふことが人さまの話題にな
っているか、こういうことも考えなけ
ればなりません。たとえば私たちが現
在給与を受けております国会の場にお
きまして、やれ、お手盛りである
か、いろいろいわれてまいりました。

私どもが世間を歩くのに対して
私どもが肩身が狭いような気も
ないわけではございません。これらに
対して、国の体系そのものがどうい
う考えを持っていくのか、それすら私
どもにわかり切れない面があるような
気がしてまいります。同時にまた、地
方自治体になってみますと、府県はじ
めとして市町村に至りますまで、い
ろんな話題を投げかけておられます。
この問題につきましては、毎日毎日、
朝早くからラジオを通じていろいろ
批判の聲があるようであります。こ
れらに対して、私はいままで長い間
にわたって県議会の中で申してまい
りましたことなどは、議員がきめる
ことになりまして、えてしてお手盛
りということになります。第一に申
さなければならぬことは、自分たちの
給与だからといって、お手盛りとい
うことではございません。しかしなが
ら、何か議員がきめることによってお
手盛りであるがごとくにいわれるこ
とは、私は非常に残念なことだと思
います。そこで私は、いつも言っ
ておったことの一つ

に、それでは日本の国内にある会社、
工場の幹部の人たち、こういう方々
が、一体どのくらいの給与を受けてお
るのか。たとえば何十億という資本
あるのは何百億という資本、そうし
た資本の関係と、あるいはまた生産
高、販売高の問題とかね合はして
みたとき、日本の一流会社の社長な
りあるいはまた重役の諸公が、ど
れほどの給与をもらっているのか、
こういうことが一般の人たちにはな
かなかわかり得ない面があるかとも
思ひます。また、同時に考えなければ
ならぬことのうちの一つに、府県に
なりますと、やはりその府県の中にあ
る産業別の企業者、こういう人た
ちが、どれほどの給与体系を持っ
ているか、こういうことも、私ども
にはなかなか知ろうとしても知る
ことができません。特にまた会社
の人たちになりますと、ただ本俸
だけではなく、当然ついてくるもの
が一台ずつの乗用車、これも国産
品ではなくして、非常にいいもの
が見ても、手でさわることでも
できないようなきらびやかな自動
車を必ず一台持っております。そ
して、自宅から会社への送り迎え
はもちろんのこと、ゴルフに行く
までこれを使用するということが
ございまして、同時にまた、食生活
になりますと、どこからどこまで
が私の食生活であり、あるいはど
れが公的の食生活であるか、それ
すらわからないような仕組みにな
っているような気がいたします。こ
ういふことをすべて含めたときに、
乗用車一台何百万円とするものが、そ
の所有物のようになってまいりま
す。そういうものの計算、あるいは
それに要する燃料、運転手の給与
等を勘案し、あるいはまた食生活
の上におきましても、な

だいま申し上げましたように、一つ
は俗にいう交際費、これもある程度
公的にあるいは目安の上において許
される範囲内があるわけでありま
す。こうしたものの使用度合いがど
の程度を招待するとか、おそろく
お客さんを迎え入れるとか、ある
いはまたそれだけで済まないで、
かなりの日数を経て海外旅行など
もやっております。こういうもの
も全部すべて会社の公金である
というところになります。これはお
そらく膨大な金額になってくるので
はないかとも思ひます。そういう者
とたとえば国会議員との関係、あ
るいはまた県内におきましての産
業に参画してある人たちが、やは
り同じような形をとっております
けれども、これらと府県議員の
いわゆる報酬の問題、そういうもの
を比べてみると、一体お手盛りとい
われて悪口をいわれている議員た
ちの報酬が適正かどうかというこ
とは、私はかなりの問題があるか
と思う。しかしながら、考えなけ
ればならぬことのうちの一つに、
いままで私たちが育ててきたこの
日本国内で、いろいろな議論の対
象になっておるものの一つに、こ
ういふこともあろうかと思ひま
す。たとえば役人の中の生活にお
きまして、だれよりもおれは幾ら
月給が高い、一円でも他の人より
月給が高いこと、これによって誇
りを感じている。ですから言いか
えてみれば、食生活に必要な経費
をかりにもらっていない、なんだ
からという優越感のもとで仕事
をしている、こういうことが私は
現実

の社会にあるのではないかと
思ひます。そのために、名前すら
歳費といわれ報酬といわれ、ある
いはまた給料といわれ、賃金とい
われ、元来、性格からいへば賃金
をもらっている人たちといふこと
になります。一般社会の中でもか
なり低い生活者をさすといふこと
が言われるのではないかと
思ひます。これらに対しては、
私、ちょっと考えてみますと、た
えば県会、市町村会、こういう
ところの議員の報酬を定めるに
いたしまして、自治省の通達によ
りますと、これが一律一体に考
えられておって、府県の場合には
七万幾らぐらゐな程度ではない
か。あるいはまたことばを
かえていえば、その担当部長程
度が適切ではないかというこ
とが出てまいります。しかしなが
ら府県の中にも、東京都のように
非常に膨大なところもあるし、
あるいはまた神奈川、京都など
の府県、あるいはまた人口が大
き、こうした府県もありま
す。同時にまた、また百万に足
らないような県もあるわけであ
って、それに伴う財政規模とい
うものもおのずと変わってまい
ります。そういうものに対して、
何の区別もなく、自治省が文書
をもって通達する、こういうこ
とに私は無理があるのではない
かと思ひます。先般、この委員
会における質疑を通じて行な
われた中におきまして、契約問
題があったわけでありまして、
これらに対して、府県にお
いてそれぞれ違っております。私
が住居しております神奈川県にお
いては、一億円までが云々とい
うと、これは一億円なんという
ことになりまして、かなり高い
ものでは

ないか。いわゆる自治法に標準が出ておられますけれども、これも一定したものが無いということがあるのではなにかと思ひます。これらについて、一体皆さん方はどうお考えのものに立って行政指導をしているのか、まず第一にこういうことから聞いていかなければならないのじゃないかと思ひます。

それから、あとは時間の許す限りにおきまして、それぞれ職制別によつていろいろ何をしてもらいたい、かように考えますので、まず第一に、自治法と、またあなた方が行政指導をなさつておる面、あるいは地方財政計画に基づくもの、あるいは交付税に基づくもの、こうしたものに対しては、積算の基礎、こうしたものについてまずお知らせをいたしたいと思ひます。

○柴田政府委員 給与のこまかい決定の問題につきましては、実は私の所管ではございません。行政局長でございまして、あるいは必要がございませうれば行政局長に求めてもらつたほうがよろしいかと思ひますが、財政的な観点から計算をいたします場合には、府県の議員等につきましては、給与に關します一つの指針として私どもの行政当局から、大體部長の平均ぐらいのところという指針をしたことがございまして、それを基礎にして計算をいたしております。その他の市町村等につきましても、その辺のところは明確にございませう。そこで、大體平均値をとらえて、それに國の特別職のアップ率を乗じて計算をしておるといふのが現状でございませう。交付税になつてまいりますと、それは標準的なものをつかまえて計算をいたしますので、お話

のような大きな府県になりますれば補正係数がかつてまいりますからおのずからふえてくる。小さな府県になりますと、おのずから逆の補正係数がかりますので少なくなつてくる。こういう操作になつてまいります。全体としてそのレベルをどう考えるかという問題につきましては、これも私の所管ではございませうが、私ども内部でいろいろ議論しているところではなかなかむづかしい問題でございまして、この前も阪上委員からいろいろ御質問な御指摘がございまして、やはり何らかの尺度みたいなものを求めるべきじゃなからうか。同じ議員と申しましても、府県会の議員の持つ職制、形式は市町村会の議員の持つ職制、形式上は一緒かもしれないが、中身はやっぱりいろいろ違つてございませうし、国会議員また違つてございませうし、国会議員また違つてございませう。そこらのところを勘案して、やはり突き詰めた検討の上、何らかの尺度を求める必要があるのではないかと、こういうような感じがするわけでございます。行政局長のほうで内々検討してもらつておるような次第でございませう。

○秋山委員 御答弁とすればあまり大ざつぱ過ぎて、わかつたようなわからないうような答弁としか受け取れませう。先ほど私から意見のような形で申し述べましたように、しからば下から聞いていくのがいいか、上から聞いていくのがいいかは別といたしまして、私は当面から尋ねたわけでございます。すけれども、國の中において一番最右翼といわれる大きな公社を十くらいあげていただいて、そこにおける重役の、いわゆる社長、専務、常務、そう

した人たちがどれほどの給与をいただいておられるのか。そしてまたそれに付帯した交際費がどの程度ついておられるのか。それとまたあわせて先ほど申し上げたような自動車使用についての費用がどの程度あるのか、こうしたものをお調べになつたことがあるかどうか。

もう一つは、会社に限らずい問題になつておられるのは、私は公団、公社の類ではないかと思ひます。公団、公社になりますと、この席で議論したり、あるいはまた質疑を行なうのが適切であるかどうかは別といたしまして、いまちまたにうわさになつておるところによりまして、国家公務員の人たちが長年おつとめになりまして退職をなさる。そして恩給を受け取り、あるいは退職手当を受け取りながら、そして公団、公社に転出をしていく。これがいわゆる一般の通例のように聞いております。そしてまた公団、公社をおやめになるときは、私たちが想像もできない金額の退職金といひましょるか、慰労金と申しましょるか、そういうものをちやうだいしておるということ聞いております。そういうものが一体どの程度になつておられるのか、そういうことをまず聞かせていただきながら進めていきたいと思ひます。あなた方も、少なくとも都道府県や市町村に向かつていろいろの行政指導を行なう上に立つておられるのですから、おそれるういふことも一応お調べの上に立つて、そういうものとにらみ合せて、しかも議員の場合には選挙に關する考へ方も出てくるでしょう。あるいはまた他の重役さんより以上に多岐にわたる交際費的なものもあるであらうましょ

う。こうしたものも一應勘案してきめて指導なさつておると思はざるを得ませう。そういうこともありますので、一應そういうことをお答えいただいたと思ひます。

○柴田政府委員 私の所管でございませうので、実は責任がある答弁はできません。しかし私どもが地方公共団体の給与についての尺度を考えたとき、あるいは財政計算をいたします場合には、やはり基準になりますのは国家公務員の現職を基礎にして考えていく。現に警察職員、教育職員も、それぞれ国家公務員の給与に基づいて給与をきめると書いてございまして、またその他の一般職員につきましても、国家公務員に準じて給与を定めては、したがって国家公務員のあり方、現職を基礎にして、やはり地方公務員のそういう給与を考へていかざるを得ない。したがつて特別職等につきましても、現状がいかに悪いかという問題については、そういう形における検討も必要でありましょし、財政計算をいたします場合には、その給与の改定率といつたようなものにつきましても、特別職につきましても特別職のものを採用していかうか、こういうことにならざるを得ないかと思ひます。しかしながら先ほど申し上げましたように、国家公務員の場合と申しましても、国会議員と国会、市町村議員によりましては、それぞれその職責に相違がございませう。その相違といふものをやはりそういう尺度の中に織り込んでいかなうか、こういう形でやつておられるわけでございます。都道府県議会の議員につきましても、先ほど申し上げましたように一般的な基準めいたものを示す指図を

いたしておりますけれども、市町村議員等につきましても、これは中身も千差万別でございまして、具体的に指図はいたしております。間々市町村会の議員のほうから、何か尺度めいたものがないかといつたようなお尋ねがあるようでございませうけれども、現在のところはまだそういうものを示すに至つておりません。むしろ地方公共団体それぞれの良識にまづておるといふような実情でございませう。

なお、お尋ねの公団等につきましても、これはいろいろあるようでございませうが、私どもの承知しております範囲におきましては、一般公務員の場合よりも相当高い給与が支払われておりますし、退職金等につきましても、一般公務員の場合に比べますれば、はるかに有利な退職金等が支払われるようになっておるようでございませう。

の伝統といたしまして、府県の中には先ほど指摘しましたようにいろいろの会社や工場もあるものでありまして、そういうところでは大きな給料をもらっている。私が聞いておる範囲では、盆暮れの期末手当というか賞与というのか、こうしたものにつきまして、とにかく百万以下の人は一人もないのだというところがある。しかしながら、そういうことにつきましては、だれも新聞社に発表したこともないし、新聞社のほうでもそれをあまり深く調査しないのかもわからない。えてしてお役所の人たちというものは、自分の考えとあまりうまく合っていないという場合には、自分の意見を強く押し出して、ながら自分の考えのように世相を持っていこう、こうした心持ちがあるような気がいたしてまいります。そのため地方財政計画などを見てみたところ、これはもうほんとうの机上の計算であって、どれ一つ取り上げてみても実際と合っているものはありません。そのしわ寄せが全部市町村なり府県なりにいっているのだと言っても過言ではないと私は思います。そういうことを平然と行なっておって、どうも自分たちの考えとあまりマッチしないからということになってまいりますと、これを何かの形でいろんな報道機関の人たちに放送がなされていく。これが今度は世論をつくる源になって、ラジオで放送をテレビで放送をし、そして世論がそちらのほうにどんどんゆがめられた形でつくられていくような心持ちがしてまいるわけです。たとえばあなたの所管であろうと思いますけれども、財政計画を見まして、あるいは交付税の対象となるものを取り上げ

てみましても、いろいろ考え方はありましようけれども、これは道路を一つ修繕する、あるいはまた新しい道路をつくるというときにあたりましても、おたくのほうの計算の基礎というものがなかなかはっきりつかみ得ないものがあるかと思えます。たとえば砂利道とコンクリートの舗装道あるいはアスファルト道とそれぞれみな単価も違うはずでしようけれども、これはあまりこまかく打ち出してはおられないようでありま。また学校の建設にいたしましても、あるいは住宅の建設にいたしましても、国で定める基準というものは、おそらく現在の物価とあまり合っていない面がたつきあるわけでありま。総じて言えることは、いま申し上げましたように、財政計画にいたしましても、地方交付税の対象物にいたしましても、すべてがあなたの方の考えに基づいて計算がなされるのでありまして、しかも実際に即していないといふことで、数字を並べる必要もないほどに違ってくる問題であると思えます。そういうことが基礎になってすべてが考えられておりますから、いまあなたの御答弁の中にもありますように、公社、公団は別格なんだということになってまいりますと、何か私たちは割り切れないものが生まれてくるような心持ちがいたしてまいります。私はただ単に、議員だけの報酬や給与を云々するのではありません。これは国家公務員にいたしまして、地方公務員にいたしまして、あるいは清掃を行なってくれる俗にいう人夫と申しますか、いわゆる賃金をもらう人夫、こういう人夫たちでも、おしなべて言えること

は、何かあなたの方が考えておることと遠く離れた計算がなされておる。このために市町村は、みずからやろうとする仕事がありまして、なかなかし得ない、そういうことではないかとも思います。だからもっとあなたの方も世間に目を広げていただいて、そうして現在の世間のあり方を十分考えの中に入れていく必要があるかと思えます。これはいま申し上げましたような会社や公社、公団、そういうものを基準として、各種の歳費、報酬、給料などを考えていく必要があるかと思えます。同時にまた財政計画を發表する以前に、各省との連絡ももちろん必要でありましようが、たとえば建設面においては建設省の言いなりになって、その数字を示しておるのだとか、あるいは厚生省関係になると、そちらでつくったものをうのみにしてやっていくのだというのでなくて、もっと府県、市町村から集めた資料をもとにしてそれぞれの省と折衝する必要があるのじゃないか、こういうことが大局的なことを考えれば言えるのではないかとと思えますが、もっと府県、市町村に対して、あなたの方がより以上の親切さを持っていただきたいと思えます。が、まず基本的な問題として、そういうことに対してのあなたの方の考えを承ってから先に進んでまいりたいと思えます。

●柴田政府委員 単価等をきめる場合に、関係省ないしは地方庁からの意見を十分に聞いた上で調整をしなさいという御意見、ごもっともでございます。私どもは、もちろん各省からのいろいろな話し合い、申し入れを、うのみにしておるわけではございません。それぞ

れとるべきところとはとり、そうでないところは捨てておるわけでございませう。したがって、この単位費用の中身というものが、各省の最初希望をいたしました点とは相当違っておるものになっておることは御了承いただきたいと思えます。ただ単価等になってまいりますと、やはり私どもは地方庁からのお話もよく聞いております。しかしながら、その聞いた話をそれぞれ関係省にも連絡し、大蔵省当局にも申し入れて、妙なところは直してもらおうという努力を続けておるわけでありま。が、しかし結果的にはやはり専門家の手を借りなければできない。私どもこうしてこういふような仕様書で、うことをわれわれ自身の手でやれと言われても事実問題としてむずかしい。そこでやはり専門家の意見を聞いてその意見に従うというところに実際問題となつてしまふわけであります。先ほど来御指摘がございましたように、地方により、またものによつては、非常に超過負担が出てしまつておるといふような問題もあるわけでありま。しかし、これも考え方によつては千差万別でありまして、たまさか一つか二つ地方に単価以下ででき上がったものがあるれば、それでできるのじゃないかというふうな水かけ論も起つてくるというふうなこともありまして、査定当局はなかなかその言い分を聞いてくれない、こういふ事情もあるわけでございます。先ほど御指摘になりました学校の建築単価、住宅単価は、だれが見てもいまの単価ではむずかしいことはわかつておるわけでございませう。したがって、こういうものにつきましては必要最小限度なものでございませう。われわれといたしましては、必要以下と思えますけれども、ともかく多少直してくれておられるわけでございませう。

先ほど来の給与の問題でございませうが、現在までの状況は先ほど来御説明申し上げましたとおりでございませう。市町村関係の給与関係経費を計算いたします場合には、議員等特別職の関係は、実態を基礎にせざるを得ない、実態を基礎にしてあるべき姿を描くべきものでございませうけれども、ある姿を基礎にしていかにざるを得ないので、ある姿を基礎にして、その上昇率につきましては国の特別職の率を使つておる、こういう計算になつておるわけでございます。それが妥当かどうかと言われれば、私どもは妥当とは思っておりませう。しかし現在の姿では、財政計算をいたします場合には、それ以外には方法がない、ないので、しょうがないからそれによつたのだということでありま。しかし、それが合理的だと思つておりませう。先ほど申しましたように、何らかの尺度をきめざるを得ないだらうということ、その方向で検討をいたしておる次第でございませう。

●秋山委員 いまの答弁の中で、たとえば学校建設にしても住宅建設にしても、そのとりの数字ではできないのはわかつておるのだけれども、ということなんですけれども、それでは非常に迷惑するのであつて、そこが市町村の職員と国家公務員の人たちと大きな差のあるところじゃないかと私は思うわけですが、私たちが若い時には、役所につとめておつて給料は確かに安

い、よそと比べるとるつきり安いのです。その中で私たちが当時考えたことは、自分がつくった条例によって、市民を右に向けようと思えば右、左のほうへ向けようと思えば左のほうと、自分の思うように市民が忠実に行動してくる、だからそういうことも勘案のうちに入れれば、安くても職業に對する誇りがあるのだからという心持ちを持つことができた。しかし、それだけに當時世間の風評や、いろいろ考へる人たちの心持ちを身の中に入れておきまないと、大きな間違いを起すことがあるわけでありまうけれども、国家公務員の方々は直接住民に触れることが少ないために、何か雲の上で机上プランを立てている。そういうことがあるからこそ、私は何か特別な考え方を持った人たちがやっていると、いかという心持ちが出てくるような気がするわけです。これはあなたの方の立場からいけば、いやなことを言うやつだというおしかりを受けるかも知れませんが、いかに思わぬことを得なくなっているわけですか。住民から見れば、国家公務員の人たちというものは、特別な立場にあつて、しかも非常に世相に通じた人たちが、住民のために考慮しながらいろいろな施策を考えてくれる、そうして法律のもとをつくつてくれ、あるいはまたすべての企画をやつてくれるのだという心持ちを持っていただけでも、何か発表されたことや実際に行動しているのを見ても、宣伝ばかりは自分たちの考え方の何倍かの宣伝をしていながら、実際にやっていることは、人が百円かかるものならば六十円か七十円しか出

してこないということが、いま政府の人たちの考え方や国家公務員の人たちの考へていないことではないかとすら思わざるを得なくなつてくるような気がいたします。そういうことでは非常に迷惑なのであつて、たとえば住宅政策にしてもあまり大きなほらを吹かしないで、地についた、ことはこれだけしかお金がないのだから、もつとたくさんつくりたいのだけれども、それは財政的にしかたがないのだからがまんしていただきたい、そのかわりいまちやうどオリンピック・ブームのときだから、それに伴つての道路や施設を考えたい、いづれ大きなことであるならば、あるいは住民も理解してくれると思ひます。しかしそうでなくして、何もかも、発表したり宣伝したりするときは大きなふるしきをおつて、うしてじゃんじゃん宣伝はするのだけれども、実際には府県がその金だけをあてにしてやろうとすれば、何もできないというふうな形であつてはならないと思ひます。まずそうした心持ちから変えていただかなければならないことじゃないかと私は思ひます。行政局長が参りましたので、これに對しての心組みを一度聞かしていただいて、それからもう一べん給与問題を取り上げてみたいと思ひます。

○柴田政府委員 おつしやることはよくわかります、われわれやつておりますことであるいはそういうおしかりを受けるようなことがあるかも知れません。〔委員長退席、中島(茂)委員長代理着席〕しかし私どもは、政府でいろいろのデータを検討して、この車輦で、こういう補助金でできるはずだということとで新しい年度においていささかなりとも改定されて上がつた以上は、やはりそれを基礎にして考へざるを得ないのであります。したがつて、計画の算定上はそういうものを一應基礎にして計算はいたしますけれども、おつしやるような点があることは、私どももいたしまして十分承知をしておる。したがつて、そういうようなものを、たとえば単独事業等において保留をしておき、という形を現在までとつてきておるわけですが、むしろ私どものほうで考へる実態車輦を基礎にして計画を組んだらどうかという御意見もあらうかと思ひますけれども、この方法をとつてまいつておられませんのは、先ほど来申し上げましたように、私どものほうで実態車輦というものを基礎にしてやつてまいりますれば、いつまでたつても行政の実態は直りつこない。やはり車輦を直すという方向で、あるべき車輦を求めていくという形をとつていくのが本来の筋じやなからうか。したがつてそういう方法でやつてまいつたのであります。その結果いろいろおしかりを受けるようなことがあるわけですが、これは全然知らぬのじゃないかとおつしやる、私どもはある程度は知つておる。ある程度は知つておるわけですが、もう一つは、これはみ出し部分につきましても、それは財源保留の形で、経費でいいますならば単独事業でありまうけれども、そういう部分の充実をはかりながらその間の調整をとつていって、これが今日の財政計画の姿でございまして、しかし、もちろんこれで満足しておるわけではございませんので、單

価の数字等につきましては今後十分関係各省に申し入れて、根本的には大蔵省でございませうけれども、是正をしていただくようにつとめてまいりたい、かように考へております。

○秋山委員 どこまでこれをお話ししても、結局は同じような結果しか御答弁いただけないと思ひますけれども、私最後は一言言つておきたいことは、私はいままで住民からいろいろな陳情を受けたらいたします。たとえば港で岸壁がこわれた、ところがこれはもとが漁業会の問題だからといって、漁業会に役所が補助しようということが間々行なわれました。それに対して、私はもう長年にわたつてお役所の人たちの考え方というのはわかつたような気がいたします。私は、私にそういうことが對しては逆に、住民から負担金を出すから全部役所でやつてくれと言ふわけですが、住民のためにはそのほうが何ばか得になるわけですが、なぜならば役所の人たちというものは、初め五万円でも、二十万円でも、十五万円でも上たらない、二十万円でも上たらない、五十万円かけてもできないという場合があらう。これがたとへば二十万円に予算したものが百万円にならうと、役所の人たちが何となくと、役所が上げてくれるだらう、ところが逆に補助金をもらつた場合には、もうそれだけでもつてきなくなつてしまふ。そういう事例がたくさんあるわけですが、役所の人というものは、予算を捻出する能力というものは非常に豊富でございまして、何となく私に、主としてそういうやり方をとつてきた事例

がありまうけれども、もし大蔵省などと折衝する場合に、結局市町村の人あるいは府県の人たちというものは、一体だれをたよりにしているかということとです。これはやはり自治省の皆さん方をたよりにしているわけですが、それに対してこたえる道は、やはりそういう欠陥が起つてこないようにしむけあるいはやつてくださることが、これはもう残された一つ一つの道だろふと思ふわけですが、私はそういうことでは、やはり自治省の方々のために、たとえば大蔵省という意見の相違がありまうとも、そういう場合には自治省の中で現実のものを組み直して、百のものがたとへば七十しかでなくともやむを得ないので、うしてまた心組みで財政計画なりあるいはまた交付税の考え方というものを考へていただかないと、市町村や府県はいつまでたつても苦勞のしつぱない仕事でございまして、特に財政局長さんにはそうした心持ちで将来の行政をとつていただければ幸ひだと思つております。

行政局長のほうで賃金あるいは給与の關係だと思ひますので、あらためて質問し直しますが、いま毎朝毎朝、朝起きてラジオ放送を聞いてみますと、どこかのダイヤルで必ずやつてゐること、市町村の議員や府県の議員の報酬の問題だろふと思ひます。賃金というものは考へ方はいろいろあると思ひます。昔からよくいわれることですが、賃金とか給料とかいうものは一体どういふことで定められるべきものか、あるいはその中にいろいろいわれ

ますけれども、その人が全能力を打ち込んで、全労働力を提供して、そして初めてその人の給与というものはきまるのだという考え方があるでしょう。あるいはまた今日のように、何時から何時までの勤務時間だからといって、それだけつとめればもう何をしなくてもいいゆる時間なんだからということ、涼しい顔をして給料を受け取る人もあるでしょう。これは際限がないことだろうと思います。そこで、人事院の方々はおそらく人事院の人たちとしての考え方というものはあるでしょう。一番欠けているものは何かということになりますと、世間一般でいろいろな仕事をなされ、いろいろな業務が行なわれているわけですから、それが比較的公平を欠いているところに私は問題があるのだろと思う。なぜならば、食生活というものを考えてまいりますと、最低生活をどこに置るか、これは昔のことばでいえば、おそらくあなたの方の答弁の中にも出てくると思いますけれども、これはやはり序列とかあるいは経験年数であるとかあるいは階級であるとか、そうしたもので区別があるのだ、だから法律用語の中にも歳費といわれあるいは報酬といわれあるいは給料といわれ賃金といわれてくるのではないかと心持がいたすわけでございます。これらについて、おそらく世間の常識から考えてまいりますと、やはり歳費といわれたり報酬といわれたりすれば、かなり高いものであり、賃金ということばになつてくれば、かなりおつちてくるのだということのようにも考えられます。そこで人の給与や何かの面を考えたときに、たとえば上から議論するの

はどうかと思ひますけれども、たまに私たちの歳費の関係を考えるときあるいは府県、市町村の議員の報酬を考えるとき、これにあたりましてたとえば国内の最高のベストテンでも申しましようか、会社の社長や専務、常務、こうした方々の給与体系、それからもう一つは公社、公団のようなものの理事長あるいは専務理事、こうした方々の給与体系、もちろん給与体系でありますから、本俸も入りますでしょうし、あるいはまたそれに見合った交際費、こうしたものも入るでしょうし、あるいはまた交通費これは一般職員であれば月額幾らというふうに押えられていてしょうけれども、その人たちはやはりしばしば何百万円もする自動車を買って回しているわけです。これらもおそらく給与体系に入ると思ひますけれども、こうしたものを総じて含めた体制の中におきましての給与関係をお知らせをいただきたい。そうしてまた内閣総理大臣ということになれば、日本の国内のそうした大会社の最高給与、こうしたものより以上に高いのではないかと思ひますが、何かさうでもないさうであります。国務大臣といえども何ら——先般週刊誌に出ておつたさうであります、私は不幸にしてそれをみません。しかし元総理大臣でも、私の申告しておる所得税申告よりも低い、こういうことが行なわれておるのです、さういうことをまづお調べになつた上で考えられているのか。あるいは府県にこれをおろしてみますと、府県の場合には、その府県の中にある会社や工場、これらの給与体系、こうしたものと、知事、副知事あるいは議会議員の人たちとの関係が一体ど

のくらいになつてゐるのか。おそらくさうしたものを調べた上であなた方が先般各府県、市町村に通達を流したように、府県は大体七万四、千、職制で言へば部長程度、これが議員の報酬に一番適切ではないかというふうな意味の通達が出されていると思ひますが、さういうことをすべて勘案のうちにに入れて計算されたものがさうした数字になつたのか、さういうこともこの際お聞きをしておきたい、かように考えます。それから次に部長、課長の給与体系それから最後にはいわゆる賃金をもらつておる階層の人たち、さういうものについてもお尋ねをしてみたいと思ひますが、まづいま申し上げたこととことにつきては御答弁をいただきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 たいへん広範にわたつて、いろいろとむずかしい問題を含めましての御答弁をいたささせていただきますので、満足な答弁ができましかどうか……。

私どもの所管をいたしておりますのは、御承知のように地方公務員の給与の問題でございますので、お尋ねの中にございましては、国家公務員の関係あるいは国の公団、公庫等の関係につきましては、私、お答えいたしかねるわけでございます。地方公務員の給与につきましては、御承知のように地方自治法に規定がございまして、地方自治法の中では、特別職につきましては報酬という用語を用いております。それから一般職につきましては、一般職の常勤職員につきましては給料という用語を用いております。この報酬と給料の違いでございますが、特別職の報酬につきましては、特別職の勤務の対価として報酬というものを考えておりますし、給料につきましては、常勤職員の勤務の対価として支給されるものを給料と申して使い分けておるわけでございます。地方公務員法におきまして、一般職に支給されます給料につきましては、その決定の基準が御承知のように規定されております。その基準として書いてございましては、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与その他の事情、さういふことに相なつておりますので、おそらくこの生計費というものが一般職員の給料の場合には一番土合をなしておるようであるのでございします。特別職の報酬につきましてはそれに相当いたします規定がございせんので、私どももいたしましてはこれはそれぞれの職に對應いたしまして、その職務の実態に即して、それに相應する勤務の対価として支給されるものというふうに考えておりました。これは一がいに西一的にさういふものを基準にして決定するということはい得ないようになつておるわけでございます。

そこで、一般職員につきましては、前々から、先ほど申しましたようなことで、しかも特に国及び他の地方公共団体の職員との均衡というものを考えてまして、大体人事院で国家公務員について報告がなされたものが、生計費、その他地方公務員法に書いてございしますような事情も十分勘案いたしまして上で報告がされておりますので、それを基準といたしましてそれに準ずるようになつてから指導もいたしてあります。特別職の点につきましてはさうな基準がございせん。

特にただいま御質問のございました地方議会の議員の報酬につきまして、これはまた従来からいろいろな御議論のありましたところでございします。私どもの考え方といたしましては、現在報酬と申しておりますのは、一般職員の給料とも違つたり、さりとて職前の市制町村制に書いてございましては、さういふようなものとも違つたり、いわば昔の名譽職でもない、また一般職員の給料でもない、中間的な一つの形態のものではなかつたかというふうに考えておるわけでございます。

そこで自治省が議員の報酬について通達を出したのはさういふ根拠がさういふ趣旨のお尋ねでございまして、この議員の給与につきましては、一昨年私の名前をもちまして非公式な、俗に役所では内輪と申してありますが、非公式に自治省の見解を地方に御連絡をいたしましたことがございします。これは都道府県議会の議員の報酬についてでございます。その内容は、都道府県議会の議員の、多少技術的なことばを使つておりましたが、俸給表の大体折れ曲がり程度ということで、部長級の大体上ぐらいのところでありまして、その辺を……。

○秋山委員 上じやない、中間じやないですか。

○佐久間政府委員 中間からちよつと上ぐらい、これはさうこまかいあれじゃございせんが、おおよそその程度を一つのめどにして考えることが適当ではないかと思はれるので、御参考までに御連絡をするという事で、これは別に公式の通達でございまして、こ

ような趣旨で申し上げたわけではございません。と申しますのは、一昨年もいろいろ議員報酬の改定の機運がございまして、地方の都道府県議会事務局等から、一体自治省はどういう考え方を持っておるか、見解を示してほしいという御要望も二、三ございまして、いろいろな情勢も考えまして省内で相談いたしました結果、以上申し上げたような趣旨の御連絡を申し上げたのでございます。その根拠といたしましては、実は先ほど申しましたように、法律では別に議員の報酬の決定の手がかりになるような基準は何も書いてございませぬ。おそらく法の趣旨は、報酬の額については条例でこれを定めるという規定だけでございまして、地方公共団体におかれまして、自主的に良識をもって妥当と思われる額を決定すべきだというのが趣旨だろうと思えます。そのような趣旨から、私どもとしてはそのような非公式な文書にいたしましては出さず、はいんちゅうちやいたしたわけではございますが、やはりある程度自治省の見解を参考に連絡すること必要であろうということで、たいへん遠慮がちな文書を流したわけではございます。その県の部長くらいが一つのめんどだと考えましたのは、先ほど申しましたように、議員の職務の性格というものが、一般職員の職務とかつての名義職のちやうど中間的なものではなからうか、そういうことになりまして一般職員の給料の一番最高額が県では部長級でございまして、まあその部長級というところが一つのめんどと考へ、それぞれ地方公共団体のいろいろの御事情もございまして、それを考慮して決定をされるという

ことが常識的にいう一つの前線ではなからうか、かような判断をいたしましたわけではございます。当時の資料といたしまして各都道府県の実情も、大体平均をいたしますとその辺ぐらゐのところであったようなことも勘案いたしましたのでございまして。今回はそのような通達その他何ら私どものほうで文書というものは流しておりませんが、まあ一昨年そのようなことをいたしましたので、私どもの見解も御参考に申し上げておるわけではございますし、良識をもって妥当な線に各地方団体で御決定いただけるものというのを期待をいたしておった次第でございまして。

○秋山委員 なかなか賃金と称するほうまで進めなくて残念でございましてけれども、いまの御答弁を聞いておつても、何かふに落ちない点があるわけですね、けれども、府県や何かの議員は名義職が半ばであつて、生計的な給料の面が半ばであるような御答弁でございましてけれども、私はそれは理解しないわけですね。数年前に、東京都だと思ひますけれども、これが名義職か名義職でないかというのを各種の学者の人たちに問い合わせたことがあるわけでありまして。同時にまた、国会でもきめられたことの中に、互助年金法というものがすでに通過をしております。たとい互助年金というところで、互助という名前がつきましようとも、年金がついておるといふことであります。そうすると私は何かそこに名義職ではないという確証をいただいたような心持ちです。それと名義職との関係について御答弁をいただければ幸いです。

○佐久間政府委員 この名義職ということばの意味も、必ずしも世間で統一されていらないように思ひます。戦前の市町村制におきまして、名義職とすといふ意味は報酬を支給しないということに理解されておりました。しかしまた市町村制の制定理由書などを見ますと、当時の地方自治の考え方からいまして、名義のためにその地方公共団体のために尽くすのだ、そういうような趣旨の説明もなされております。心がまえといたしましては地方公共団体に奉仕するのだ、こういう考え方もあつたかと思つてございまして。そこで、今日は制度上は名義職ということばがないわけではございまして、人によりますとその精神的な心がまえの面をつかまえて、今日でも議員の職は名義職的な要素があるのだ、こういう説明をしておる人もございまして、現実的な俸給を支給しないという面をとらえて、今日では名義職ではないのだ、こういう説明をされる方もあるわけではございます。これはことばの使い方でございまして、私は、かつてのよう、俸給を支給しないといふ、そういう名義職では今日ない、さりとて生活給的な一般職員の給料でもない、いわばその中間的な性格のものではなからうか、こういうような考え方をいたしておるのであります。例に御引用になりました東京都が学者の方々に依頼をして調査をされた報告も、大体そういう考え方であつたかと思つております。

そこで、年金との関係でございまして、名義職だから年金制度がつかないとか、つくとかいうことは、必ずしも

名義職と直接の関連はないのじやなからうか。ただ一般的に申しまして、名義職時代に報酬ももらつていないのに年金の制度があるといふことは、これはおかしいと思つてございまして、むしろ議員の互助年金制度ができましたのは、そういうこととの関係ではなくて、戦後における地方議会の議員の方々の仕事に非常な責任も重くなられ、その内容も忙しくなつてきておる。そこでそういうことに対して、永年勤続した方々に対して老後の保障をする制度があつていいじやないか、こういう趣旨からつくられたものと思つてございまして、その人のお受けになるものが給料だからどう、あるいは報酬だからどう、そのほかのものは報酬ではないのじやなからうか、私はかように理解をいたしておるわけではございます。

○秋山委員 もうだいぶ時間も過ぎましたので、どこかでとめておかなければならないと思ひますけれども、ちよつと変なことだから報酬の面に主力がいつてしまつたような気がいたしますが、年金というものの考え方はまたいろいろありましようけれども、実際は官吏俸給と比率は同じなんです。その官と、ただ単に、なるほど年金とか恩給とかいふものは、老後の楽しみというか、老後の生活保障といひます。それとちよつとちよつと思ひます。国家公務員、地方公務員を通じて考えましても、その人たちが同率で給与体系の年金をもらつておるわけですね。そういうことを考へていきますと、名義職とはこればかりも考へられないのが常識ではないかと思

う。もう一つ、名義職といふものは一銭ももらわないのかということになると、これもちよつとふしぎなんです。昔の府県制時代にも神奈川県のようなところでした、当時歳費といふことばであつたと思ひますが、年間歳費でもつて七千円ということだつた。そうすると当時の物価とからみ合わせて考へたときに、一年に七千円という給料はそう安いものではない。名義職でそれだけいただけておつたわけですね。それが今日、あなたの答弁をそのまますなおにいたしても、名義職ともいわれ名義職でないともいわれるということになりますと、両方ともチャンポンにしたようなものと理解するわけになります。百歩譲つてそういうふうにお考えましても、当時の七千円といまのお金と比べてみたときに、いまのわたしが当時の名義職時代とそう変わつてないような心持もするわけですね。そうすると、何かわかつたようなわけでもない、何かわかつたやうなわけでもない、これらについてのあなたの考へは一体どういふふうに理解したらよろしいのか、もつとわかりやすく御説明いただければあわせて思うのです。

○佐久間政府委員 繰り返して申しますが、今日の議員の職務の性格につきましては、一般職員のような専務職でもなし、かつての地方議会の議員のような名義職でもない、ちよつど中間的なものだといふのは、おそらくこれは常識的に普通言われておるかと思ひます。ところでその中間的なものであつても報酬の額はどれくらいが妥当であるかといふことは、これはその職務の実態に相応したものであるべきだと思

午後一時二十八分休憩

午後四時五十一分開議
森田委員長 再開いたします。

昨八日付託になりました川村継義君外八名提出にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方財政法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、提出者から提案理由の説明を聴取いたします。安井吉典君。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。
第六条中「百分の二十八・九」を「百分の三十一」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して、昭和三十九年度分の地方交付税から適用する。

理由

地方財政の現状にかんがみ、地方交付税率の引上げによつて交付すべき交付税の配分を適正にし、地方団体の財政力を充実する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費として、
本案施行に要する経費として、

約四百四十九億円の見込みである。

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。
第二十七条の三及び第二十七条の四を次のように改める。
（都道府県が住民にその負担を転嫁してはならない経費）
第二十七条の三 都道府県は、法令の規定に基づき当該都道府県の負担に属するものとされている経費で次の各号に掲げるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。
一 都道府県立の高等学校の職員の給与に要する経費
二 都道府県立の高等学校の施設の建設事業に要する経費
三 都道府県立の高等学校の施設の維持及び修繕に要する経費
（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）
第二十七条の四 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で次の各号に掲げるものについては、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。
一 市町村の職員の給与に要する経費
二 市町村立の小学校及び中学校

の施設の建設事業に要する経費
三 市町村立の小学校及び中学校の施設の維持及び修繕に要する経費
附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

地方公共団体の財政秩序の適正化を図るため、住民に負担を転嫁してはならない経費として、都道府県については新たに都道府県立の高等学校の職員の給与及び施設の維持修繕に要する経費を追加し、市町村については政令への委任を改めて法定することともに新たに市町村立の小学校の施設の建設事業費を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔委員長退席、田川委員長代理着席〕
○安井議員 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方財政法の一部を改正する法律案の両案につきまして、日本社会党を代表いたしまして提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。
本年度は、産業基盤整備や社会資本等の公共投資拡充を中心とした超大型予算がすでに成立いたしました。これに伴い、本年度の地方公共団体の財政需要は、新道路整備五カ年計画に基づ

く道路事業をはじめとする各種公共事業の増大、社会保障制度等の施策による負担増で、ばく大なものとなりまふ。また、地方公務員の給与改定の平年度化等により増加する給与費等も相当額にのぼり、しかも、主として国の施策による地方財政の需要増は、今後年を経るごとに増大することが予想され、ますます地方財政に対する重圧となり、地方自治体の活動を大きく拘束することになるものであります。したがって、これらに対応する財源を関係地方公共団体に十分に付与する必要があるものであります。
もとより、本年度は、国税三税の増加に伴う地方交付税の増収等も相当期待できるのであります。が、地方自治体の本来の任務である住民福祉の向上や行政水準の引き上げにこれを当然向けなければなりません。特に、最近の池田内閣の経済政策の失敗により、この面の地方団体の努力は一そう大きく要請され、需要はますます増大しているものであります。
また、交付税が、基準財政需要の算定上、道路、港湾等の公共事業費、特に、産業基盤強化に力を注いできていることは数年来の傾向であり、清掃の経費、種類の施設等や改善のきざしはありますが、生活基盤強化、住民福祉面における交付税の単位費用の積算は不合理であり十分ではありません。これらの改善もはからなければなりません。たとえば、幼稚園を例にしてみますと、幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することは、現在国策として緊急な課題となつておるのであります。が、かかるに現在幼稚園費は、教育費の中でその他の教

育費として全く輕視せられてゐるのが
實態であります。幼稚園教育費の重要
性、園児数の増大等から考へても、幼
稚園という經費の種類を新しく設け、
經費算定の合理化と、經費の一その
充実をはかり、全国の市町村が幼稚園
をその人口に應じてこそ適切な設置
することが必要であると思ふのであ
ります。

これら地方財政の健全化、財源の充
実、交付税制度の改善のため、当然、
地方交付税の税率は引き上げられるべ
きであり、引き上げによって、初めて
交付税制度の目的である財源偏在の調
整と財源保障の機能達成が可能になる
と思ふのであります。

以上の趣旨によつて、交付税法第六
条の税率現行二・九%を三・一%に改
正し、交付税額を増額するために本法
律案を提案いたす次第であります。こ
の措置により、四百四十九億円の交付
税の増額になります。

慎重御審議の上、御可決あらんこと
をお願いいたします。

次に、地方財政法の一部を改正する
法律案の提案理由とその要旨を御説明
申し上げます。

ここ数年來、地方財政の実態は、や
や改善されてきてゐるとはいへ、最近
の国と地方間の行政や財政の乱れはひ
どく、国は不十分な財源措置で事業計
画を地方に押しつけ、補助金、助成金
も単価が低く、当然国でやるべきもの
まで負担を地方に強制してゐるありさ
まであります。したがつて、それに伴
い都道府県と市町村間、または地方公
共団体と住民間の財政秩序は、ばく大
な税外負担、寄付金等の強制で大きく
乱されてゐるのであります。

これら地方公共団体間並びにこれら
と住民間の財政秩序の適正化をはか
り、地方財政のより健全な運営を確保
することは、当面の緊急事であり、
これが本法律案の提案の理由であり
ます。

次に、本法律案の内容の要旨を御説
明申し上げます。

第一は、都道府県が住民にその負担
を転嫁してはならない經費についてで
あります。昨年度における法改正によ
り、本年四月一日から、都道府県が行
なう高等学校の施設の建設に要する経
費について、これを市町村に負担させ
ることを禁止し、また、住民にその負
担を転嫁してはならないことになり
ましたが、新たに、現在、過大な税外
負担によつてまかなわれてゐる都道府
県立の高等学校の給与に要する經費及
び都道府県立の高等学校の施設の維持
及び修繕に要する經費を追加した
のであります。小中学校では、すでに
数年前より禁止対象になつてゐるこの
二項目の措置を高等学校にも適用する
ことは税外負担の解消を前進させる上
から当然の措置であらうと考へるので
あります。

第二は、市町村が住民にその負担を
転嫁してはならない經費についてで
あります。市町村の職員の給与に要す
る經費及び市町村立の小学校及び中
学校の施設の維持及び修繕に要する経
費については、政令により住民負担を禁
止せられてゐるところであります。が、
この政令への委任を改め法定し、新た
に市町村立の小学校及び中学校の施設
の建設事業に要する經費を追加し、税
外負担強要の多発現象を解消し、別途
提案の地方交付税法の一部改正案と相

まつて地方財政秩序の健全化をはか
らんとするものであります。

以上が本法律案を提出する理由並び
にその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに
御可決あらんことをお願い申し上げ
ます。

○田川委員長代理 以上で前案につい
ての提案理由の説明は終わりました。

○田川委員長代理 次に、内閣提出に
かかる地方交付税法等の一部を改正す
る法律案を議題とし、午前に引き続き
質疑を行ないます。秋山徳雄君。

○秋山委員 午前中に時間がなくなり
まして、途中でやめておいたわけだ
が、継続していただきたいと思ひま
す。もうすでに時間も五時を伝えてお
りますので、聞きたいことが非常にた
くさんあるわけですが、できるだけ詰
めてお尋ねいたしますので、答弁のほ
うもできるだけ簡潔に御答弁をいただ
きたいと思ひます。

国会へ来てから私が感じたことです
が、地方におりましたときと違ふ点
は、たくさんあるのでございすけれど
も、何か質問に対して正直にまともに
答えてくれないような心持がしてな
りません。そういうことがありません
ように、質問要旨を十分つかんでいた
だいて、簡潔にイエスかノーか、ある
いはこれはこうでありますというふう
にお答えいただければ幸いだと思ひわ
けであります。

先ほど来いろいろお尋ねいたしまし
た中の御答弁の中に、今日の給料とい
うものは生活給と、それに加えていろ

いろなものが加味されておるといふ
うに聞こえましたけれども、そうなり
ますと給料の主体というものがどこ
にあるかということになってくると思
ひます。これはやはり生活給が大半を
占め、ほとんどであらうかとも思ひま
す。そういうことに對しまして、すべ
ての財政計画の上におきまして、あ
るいは地方交付税の対象になつてお
る関係にいたしまして、これがなか
かそうすなわち形で出されてないよ
うな心持がしてなりません。たとえ
ば、いま住民の多くが望んでゐること
の一つにどういふことがあるかとい
うことを取り上げてみたいのであり
ますが、私は國民全体が、非常にすな
わち國民だと考へております。そのた
めに、政府なり府県あるいは市町村な
りから何か申されることによりまして、
あるいはたきを感じ、これに理屈を除
いて協力しようとする態度がたくさ
んあると思ひます。その顯著なもの
をあげてまいりますと、いま美化運動、ある
いはまたじんあいの処理問題、ある
いは尿の処理問題、こうしたものが考
えられと思ひます。いま、特にオリ
ンピックを迎えるにあたりまして、國
民全部が町をきれいにしなさいとい
ふこと、そしてまた心持ちの上でも、外
國人を迎える用意のために、りっぱな
心持ちを持つていふことだろと思ひ
ます。それに便乗してかわかりませ
んけれども、いままたでん行なわれ
るこの一つに、たとえば奥さま方に
向かつて、清掃の仕事で一ぱいであり
まして、市町村ではなかなかかか
うに手が届かない、いいことばでい
えば、そうだと思います。そのために
入れものは、市町村によつては購入を

して与えておるところもあるようであ
りますけれども、多くは、そうではな
くして、自分たちで購入することを求
められておる。そしてできる限りその
ごみ箱にはふたをしるというこ
と。同時にまたそれを、手が回らない
ために、車がとまるころ、言いかえ
れば指定をされたところまで持つて
きてくれというところがあります。そ
ういふことになりまして、奥さま方はそれ
に協力するためにせつせと働きます。
昔はそうでなくて、自分の屋敷内だけ
を掃除すれば、それで終わつてお
つたのであります。主婦の仕事として、家
庭の中で、家を清掃し、あるいはまた
その他の整頓をしていく、こういうこ
とが奥さま方の任務であつたはずであ
りますけれども、今日ではなかなかそれ
だけではやつていきません。したが
つて、市町村で言われるように道路を清
掃したり下水を清掃したり、そしてま
た自分が求めさせられた機器に入れ
てふたをして一定の個所に運んでお
ります。こういう状態を見ていくと、一
般住民は非常にすなおな國民であり
ますので、せつせとやつてくれると思
ひます。かりにヨーロッパの國々でこ
ういふことをしてもいいといふた場
合には、一体どういふ現象が起つて
くるかといふことでもあります。おそ
らくフランスあたりの、しかもパリの町
あたりで、市長さんやあるいは政府の
人たちがこういうことを言つて、これ
が行政指導だといふことになつた場合
には、一体どういふことが起くるで
しょう。おそろしくそれだけで大きな革
命が起つてくると思ひます。ところが、
日本の御婦人たちは非常にすなおで
あつて、上の人たちから言われたこ

とについては、もう何でもかまわず協力協力としてすなおに行なってくれます。それをよいことにして、皆さん方の資料を見てまいりますと、何かそこに足りない面がたくさんあるようであります。あげてまいりますれば際限がなくなりますが、これなども、切りのよいところで止めてまいります。たとえはいかにたくさんあります。たとえは、ごみを集めて歩く車にいたしまして、足りないでしょう。そうしてまたそれに乗用する運転手も、他のタクシースーパー会社やあるいは他のトラック会社が使用しているような人間の数ではあってもありません。これなどもちよつと何かあればとまってしまうような、切り詰められた人しか考えられない。それだけならまだまだよろしいのでございませうけれども、道路のまん中に、尿のたるを置いて涼しい顔をしているところもあるようであります。こういうことを考えたときに、どうしてこれが処理できないかということでありませう。にもかかわらず、都市の大半は手数料といつて、税金のほかに手数料をとられております。ごみについても、あるいはふん尿にしても同じことが言われております。また皆さん方から提出をされた資料を見てみしても、これが公々然と手数料も昨年よりも総じて上がっている。そういうことを指導していながら、町の中ではいま申し上げましたようなことが行なわれている。そういうことになってまいりますと、私は何か割り切れないものを感じざるわけであります。たとえばもつと手数料をとらないようにするか――また地方財政の中で非常に窮迫をしているゆえんのものは何かと申しますと、午前中にも申し上げましたように、すべてのものを総じて考えたときに

に、國の試算の基數と、町村で現実に使っている費用とあまりにも大きな差があり過ぎるということでありました。そのために、市町村を初めとして府県におきましても、自分が考えたことがその施策が何もし得ない現状にありますので、やゝを得ずということばで、そういう現状のようなことが行なわれておることと思います。そういうことは一日も早く直さなければならぬことだろふと思います。しかもそこに従事している人たちというものが、非常に低賃金で使われなければならぬといふことであります。戦前は、これだろふことで行なわれていたかといは、いまそういうことを申し上げると韓国の人や、北朝鮮の人から大きなおしかりを受けるかもしれませんけれども、当時の朝鮮から若い人たちをどんどん連れてきて、そうして安い給料でこれを使用してゐた。これが大體戦時中におけるあるいは戦前における清掃事業の実態であろふかと思ひます。その余韻が残つてと申しましようか、政府の皆さん方におそらくそうした心持がまだ残つておるがために、いま示されているような財政計画の上に、あるいは地方交付税の対象になつておる指數の上にあらわれてくるのではないかと思ひますが、そういうことについて、いつごろになつたならば、こういうことが完全に直されていくのか、そういうことについてまずお尋ねをしておきたいと思ひます。

○柴田政府委員　地方財政計画の中で計算しております給与費の計算は、午前中申し上げましたように、地方公務員に關します部分につきましては、そ

れぞれの等級に應じまして、國家公務員でありせばという前提のもとに國家公務員の給与表を適用しておるわけでございます。ただいま御指摘のありました清掃等につきましては、これもこの前お答え申し上げましたように、賃金支弁の職員をできるだけそうでない職員に切りかえようとしてまいったのであります。残念ながら財源等の關係で一挙にいけませんので、やむなく若干のものが残ったというのが現状でございます。いつまでもこういう状態でおくというつもりはございません。さらにこういうものをなくするようにつとめてまいりたい、かように考えております。

○秋山委員 何か聞いてまいりますと、財政上の問題ということで処理をされてしまふのが通例なんでございませうけれども、財政というのは一体だれかが計画をして、だれがどういう形で指導し、これを実現しているかということも考えなければならぬことだろうと思ひます。私たちが子供のときを考えてみますと、たしか何かの書類で見たことがあるのですが、明治十七年ころに横須賀海軍工廠というものがございまして、おそらくそのころですと他の都市や他の市町村で鉄鋼關係のあるいはまた大きな工場というものがあまり見受けられないときでありました。そのときに一体資金ペーがどういうことであったかということも考えてみなければなりません。そういうときの話を聞いてみますと、おそらく一人前の、当時の名前で言えば職工さんでしょう。この方の最低、最高というものがありましよう。最低ですらも三十銭ということを言われております。最高で

七十銭くらいと言われております。当時お米の値段といえはお米が一升五銭だったそうでありますから、いまの金額に直してみますとかなりの給与になると思います。当時はまたいまのように労働立法がなされておりませんから、したがって労働時間は十時間、一カ月のうちほとんど休みがなく通勤しなければならぬ。そういうことになりますと、最低の人でもいまの金額にすればかなりの手取りがあったわけですけれども、いまはなかなかそうはいりません。いま高等学校を出て就職をいたしましたも、ほとんどすぐその日から国税なるものが取られているじゃないですか。国税だけではなくて、今度地方の税あるいはまた税外問題、そうしたものを考えてみましても、何かの形で公の費用を一人当たり取られてまいります。それどころか、いま全然働かない人でさえも、国民健康保険の問題なんかになりますと、人頭割程度のものが取られておる。また住民税においてもそういうことが言えると思います。わずかな収入しかない者までそうしたものを取上げておる現状の中において、それでいて住民が望むような行政あるいは政治が行なわれてないというところに私は問題があらうと思います。言いかえてみれば、市町村が住民の中から税金という名のついたものをどしどし取り上げていて、これが国へ吸い取られる、あるいはまた地方自治体に吸い取られる。それでなおかつ自分たちが望む行政が行なわれないだけならまだしものこと、先ほど申し上げたように家庭の御婦人までいままでやらなくてもよかったですなこともどんどんやら

されていく、そういうことが行なわれているのがいまの現状だろうと思います。それでいながら、いまま答弁の中にありましたように、口を開けば財政的な問題でできないということになります。しかば、集まったお金の使い方が悪いからでしょうか、そういうことも考えないわけにまいりません。私は私なりにいろいろ考えておりますけれども、いまこの席でそういうことを言うときでもないでしょうか、私は差し控えておきますけれども、いま申し上げましたようなことが、各都市で、おおむね一〇〇%といっても過言ではないほどに行なわれているのです。これを一日も早く直していただかねばならない。数字をあげていろいろ申し上げますと時間にも必要になりますし、もう五時半までにはやめろということの申し合わせのようでありますから、はしよって申し上げてまいりたいと思いますけれども、先ほどの答弁で、国家公務員云々ということがありましようけれども、ところがそれに準ずるまでではない低給与の人たちがたくさんあるわけです。たとえばここにある一つの市の場合を考えてみましても、十八歳くらいで一七七百円という標準で考えられておるものがあるかと思うと、あるいは四十歳にもなっていないながら二万円程度の人たちもおるわけです。

そこでここであらためてお尋ね申し上げたいことは、職制別に給与表と申しましようか、そうしたものをお示し願えれば一番幸いですと思いますけれども、たとえば都市によってはまだこれが定数職員に数えられないところもあるようでありますけれども、都市に

よつては定数職員として数えられてい
る人たちもあるわけでありまして、
たとえば学校給食のおばさんたちある
いはまたこういう方の給与が、一体平
均にならしていかほどもらってありま
すか、これと国家公務員との比較、そ
うしたものをお知らせをいただきたい
と思います。

○岡田説明員 県及び町村のそれぞれ
の財政需要上組んでおります。県
のうち一般職員につきましては、交付
団体におきまして三十九年度は本俸三
万七千五百六十六円というふうにして
あります。それから交付団体の高校の教
員につきましては四万七千九百一十一
円、それから大学の教員につきましては
六万五千六百六十一円、そういうふうな
状況で精算いたしております。

○秋山委員 そういうようなこまかい
ことはいいですから、給食の人の給
与を……

○佐久間政府委員 学校給食の給与
につきましては、数字的な資料は、た
だいま調べました上でお答え申し上げ
ますが、学校給食の勤務の実態が週
五日勤務、常勤的なものと、週二日間
程度の非常勤的なものとございます。
週五日勤務をする者につきましては、
私どもの指導といたしましてはこれを
常勤職員として定数に繰り入れるべき
きであるという指導をいたしております。
それから、その給与につきましては
ては、これは地方公共団体によりまし
て非常に区々になっていくのが実情で
ございまして、概して低いものが多か
ろうと思ひます。私の考え方といたし
ましては、常勤的に定数に繰り入れら
れたものにつきましては、行政職の二

の俸給表を適用することが適当であろ
うというふうに考えておるわけござ
います。

○柴田政府委員 お尋ねの学校給食
の給与でございますが、交付税法上の
計算では全部入れまして年間二十万九
千三百十五円、そういう計算をいたし
ております。これはもちろん正規の職
員でございます。

○秋山委員 具体的に言われても
ちょっとぴんとこないのですが、個々の
例が最高の人とはどのくらいの給与で最
低の人はどのくらいの給与であるか、
それがいまの御答弁の中にありまし
た行政二号の表に合致しているかどうか
ということでありまして、それはおそら
く合致してないはずだと思います。

○柴田政府委員 いまの二十万という
数字は、大体標準団体に近いものの実
態をとって、それを基礎にして行政職
の給料表に当てはめて計算しているも
のでございまして、団体によつては
お説のようなことがあるかもしれませ
ん。高いところもありまして、低い
ところもあるかもしれせんが、大体
これは、いま資料は持ち合わせており
ませんが、全国平均は、全国の総額を
給食婦の数で割りますと、大体月平均
一万三、四千円になると思ひます。

○秋山委員 もうこれだけでやめたい
と思ひますけれども、結局せんじ詰め
て考えますと、こういうことじやない
かと思ひます。すべておしなべて
考えまして、財政計画の上において
も、交付税の対象になるものといは
しめて、そうして考えられることは
実情に合わない基数をもつて試算をさ
れていることではないかと思ひます。
その最も顕著なものは、先ほど申し上

げましたように、清掃問題に今日は集
中されているのではないかと思ひま
す。そしてまたそれに伴つて奥さま方
までも動員をしながら協力をさせてお
るというのが現況ではないかと思ひわ
けであります。これらの財政状態を考
えたときに、これは市町村の財政のや
り方が悪いのではなくて、国の施策の
しかたに何か思ひにくい点があるの
ではないかという気もいたしてまいり
ます。そういうことのために市町村
が——国のほうはふえ方が、ふえら
ない点もあるでしょう。ところがいま
住民の問題として考えましたときにい
ろいろ問題がありまして、うけれども、
いま言ったようなことのほかに、たと
えば宅地造成を行ないますと、最後に
はやはりそのしわ寄せは市町村にい
つておきます。これはどうしてそうか
ということになりますけれども、市町村
で例をあげますと、下水道にいたしま
しても、あるいは下水道までいかな
いようなものがあるか、これらに
しても、側溝一つを考えまして、これ
が全部昔のままであるはずであります
が、そこに新しい団地ができて、と
非常に水量も多くなつて、いろいろ
の巡つた面が出てまいります。それら
についての取りつけの河川への結びつ
け、こうしたものが大きな問題となつて
残つてまいるはずであります。しかしな
がらそれらについてもなかなか十分な
財政手当てがなされない、こういう状
態ではなからうかと思ひます。また年
前中申し上げましたように、学校の建
設にいたしましても、住宅の建設にい
たしても、あるいはいま申し上げまし
た清掃の問題にいたしましても、数え

上げれば限がないほどたくさんあ
るかと思ひますが、そういう点はいま
言った積算の基礎になる数字が違つて
おる点がたくさんあります。う。うい
うものは、私はできるだけ早く直すべ
きではないかと思ひます。一体清掃の
問題にいたしましても、その他の問題
にいたしましても、これは何年ぐら
いで消化できるものか、解決できるもの
か、あるいはそうすべきか、お考え
があらうかと思ひます。そういうこと
について、たとえば学校建設について
住民の負担は税以外には課さないの
だ、税外に取ることは一切しないとい
うケースを一つ一つ立てるべきではな
いかと私は思ふのです。ですから予算
の編成にいたしましても、あるいは交
付税の配分の問題にいたしましても、
重点的にことはこれに集約をして改
正をしていこう、直していこう、来年
はこういうものをやっつけていかなければ
ならないということがなければなら
ない問題だらうと思ひますが、これらに
ついて、あなた方が現在考えているも
のにおいて、どれを最重点とし、そし
て何年ぐらいたつたらそうした不便は
なくなしますという心持ちなのか、こ
ういうことをひとつ御披露をいただき
たいと思ひます。

○柴田政府委員 大体お話を趣旨はよ
くわかりましたし、私どももそういう方
向で努力をしてきたつもりでございま
す。ただ、おっしゃる通りに、何か重
点的にやっつけていかなければならぬだ
ろうというお話はごもっともでございま
すが、これは経費の問題につきまし
ては、高等学校関係の市町村負担の禁
止に關連する措置の問題、清掃費の問
題、二つの問題を中心に取り上げたつ

もりでございまして、結果的にはおし
かりを受けるような、必ずしも十分でな
い、不十分なところが残つております
けれども、いまの市町村行政の実態を
見渡しますならば、やはり環境衛生関
係の経費に非常に困つておる、これの
不合理的なところを早く直す、こういう
ことで努力をしていきたい。まあ一年
かかるかと思ひますけれども、そうい
う方向で考えております。

なお給与費の問題につきましては、
人員と単価の問題、両方の問題がある
わけでございますが、人員の問題につ
きましては、やがて給与実態調査の結
果が出てまいりますれば、それに基づ
いて修正の必要がある分は修正をしな
ければなりませんし、単価等につきま
しても、その学歴、経験年数等に應じ
まして、計算した結果が違つておりま
すれば、それも是正すべきだと思ひま
す。しかし、これにつきましては、や
はり国家公務員との関連があります以
上はそう実態に合致するわけにはい
ない。やはり理論計算を取らざるを得
ないだらうと考えております。

○秋山委員 大体答弁を求めてもそれ
以上は無理だらうと思ひます。幸いに
して大臣もおられることですから、希
望と申し上げては失礼かも知れませ
んけれども、いつの御答弁を伺いまし
ても、大臣は国会議員を十年もやつ
ておられて、すべてのことを全部お知
りの方でございまして、せっかく自治大
臣に就任をなさつたのでございませ
ん、少なくとも税以外の負担を住民か
ら取らないことをお願いをしたいと思
うのですけれども、ごまかすに考えま
して、そうしたことが解消されるのは
何年ぐらいたつたらできますか、お伺

第一類第二号 地方行政委員会記録第三十二号 昭和三十九年四月九日

いしてみたいと思います。同時に、またせつかく御就任なさって大臣の抱負というものもあるでしょう、あわせてそれも伺わせていただきまして、きょうの私の質問を終わりたいと思うのであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○赤澤国務大臣 さつきから御議論を拝聴しておるわけでございますが、やはりわれわれといたしましてはやらなければならぬことが実にたくさんあると判断をします。あれもやりたい、これもやりたいということになると、その費用ということになりますと、いまの日本の状態では十分なことができないわけでございます。にもかかわらず、おっしゃるような清掃の問題にいたしまして、あるいは最後におっしゃった税外の負担を地域住民がかなりの部分を負わされておる実態、こういうものが何年たつたら解決するかとおっしゃられますと、なかなかむずかしい問題でございますが、私をして言わしめていただきますならば、一日も早くという御答弁を申し上げるよりしかたがないわけでございます。

しかし、私もこうして自治省の中に入ってみると、やはり与野党を通じて、いまの状態が一番困るのは現に地方団体ですからね。私もその事実はよくわかっておるわけです。ですから私もこういう立場でなく離れて議論をするとは、やはりいまの政府を多少攻撃するようなことになるかもしれないけれども、いまの立場としてそういうことは申し上げられませんが、いまお述べになつておることはよくわかりましたし、これはまた明日御議論があらうかと思いますが、

いま安井委員からああいふ御提案もございました。私は聞いておつて、むしろわれわれを激励されておるのではないかと印象さえ受けたわけでございまして、相ともにこういう個々の問題も、早く機会に解決していただきたいものであるということを考えておる次第でございます。

○佐野委員 関連で大臣に一言お聞きしておきたいと思うのですが、地方財政計画が提出され、公表されましたのが二月十八日、今日いまだ交付税の審議を続けておるわけです。地方議会、県議会は二月の半ばから予算審議を始めておるわけです。先般も帰つてみまして、地方議会をあとこち歩いてみまして、全く議会の審議にならないわけです。地方財政計画すらわからない。交付税の何もわからない。今日のようには千五百億円の膨大な補助金、これもわからない。ですから暫定予算のような形でやつておる。同時に、先ほど安井委員から提案がありましたように、やはり社会資本、公共投資なりあるいは産業基盤、これらの予算が地方財政の上に非常に大きなポイントを占めてまいつておる。ですからやはり当局とすれば、そういう点をたとえば不確定だからといって当初予算に出さない。それで生活基盤の關係の予算を出して、本年度はバランスがとれておるんだというような形で、ほんとうに予算審議をやつていないのが現状だと思ひます。ですからこういうことになつてまいりますことに對して、新しい大臣としてやはり今後ひとつ考えていただきたいと思ひますことは、こういうような状態になつてまいりますと、何のために内閣として国会に提出

する、あるいは一般国民に公表することを義務づけておるのか意味がなくなつてしまふと思ひます。だから少なくとも私は国庫予算ができればよく、地方財政計画というものは示されるべきじゃないか。ですから予算編成のときによく言つておられますことを野党として見ておりますと、個々の問題のやりとりを大蔵省と自治省がやっておる。ところが肝心の地方財政計画ができておらない。やはり地方財政計画ができて、それを踏まえて大蔵省当局と折衝される、こういうのがやはりたてまえになつておるのじゃないかと思ひます。それがなされなくて、やりとりで自治省が勝つたの、大蔵省がどつたの、たとえば新産業都市の特例の問題にいたしまして、あるいは地方税法の問題にいたしまして、そういう問題がやりとりされていて、肝心の地方財政計画ができていない。ですから交付税の總額がどうだこうだとは別として、一応あるべき姿としてやはり補助単価にしろ補助対象にしろ、あるいはまた事業の總量にしろ、あるいはそれらの単価にいたしまして、あるべき姿として出して、その上に国庫の財政その他の問題からあるいはそれらの調整ができておると思ひます。そういうたてまえになつておると思ひます。それがなないというところに、国庫予算ができておる、国会で審議が始まつておる。地方議会は招集されておる。ところが地方議会におきましては、当局も議員も全く無我夢中の中で抽象的な論議を繰り返しておるという現状じゃないかと思ひます。そういう意味でひとつ私大臣にやはり予算折衝に当たる場合に、地方財政計

画を打ち立てて臨んでいただきたい。そのことをあす安井委員からも大蔵大臣に要望するわけですが、自治大臣としてもやはりそういう立場としてやつていただきたい。

第二の点として、それと関連するのですが、交付税の合理化なりあるいはいろいろなことが取り上げられておるのですが、なかなかむずかしい問題があると思ひます。それよりもやはりやればできると思ひますことは会計制度、地方は現在のままでもいいと思ひます。が、国のほうをやはり一月一日から出発して十二月三十一日までにする暦年制をとつてもらふ、こういうことはそうむずかしい問題じゃないと思ひます。しかも非常に効果がある。補助金問題とかいろいろな問題がありまして、たとえば交付税の問題にいたしまして、たまたま交付税の問題にいたしまして、配分にいたしまして、実際の地方に行つて役場で長らく財政をやつておる人たちが、あるいはその人たちが話しておつても、一体今度の交付税の配分はどうなつておるんだ、一体どうなのか、こういうことすらもわからないのが現在の状態じゃないかと思ひます。ですからやはりそういうものが早く決定されて、十分内容も吟味されるところのために、やはり四月一日から出発する地方の財政というものは、その審議というものは、やはりもっと真剣に取り組める体制が必要になつてくるのじゃないか。こういう点からひとつ暦年制というものは、これはそうむずかしくなくて、しかも効果がある問題じゃないか。大臣としても、毎回地方行政委員会を取り上げられながら、だれも取り組んでいないというふうな気がいたしますので、新しい大臣として

てそういう点も突っ込んでひとつ検討していただきたいと思ひますのでござい

第三の点として、いま交付税の問題に触れたのですけれども、配分の単位費用にいたしまして、補正係数にいたしまして、実際ちよつとしようとは手が出ないのではないかと思ひます。確かに世界で一番よくできているのだという話を一部から聞きますけれども、しかし世界で一番よくできている算定方法よりも、もう少しわかりやすくするために、たとえば十萬の市町村の場合を標準団体としておる。しかし十萬の標準団体というものは幾つあるだろうか。多くのものは態容補正でいつて十種地ではないかと思ひます。一萬五千から大体二萬五千、三萬というところに標準団体を置かれれば、そうすれば複雑な補正係数、いろいろの点もはつきりしてきますし、單位費用もそこではつきりきめていただければ、自分の自治体の現況から一体どうなる、どういう方法をたどるのか、こういうことが明確に住民にわかりますし、議員にもわかる。財政の運営に当たる自治当局もわかる。そういう中からやはり問題を解決していく糸口があるのではないか。いまのいくとわからないのがほんとうではないかと思ひます。先般の豪雪あたりのあれでも、雪のところがへ行つてみると、状態はどうなつておるのかと聞いて回つても、県庁の部長クラスでさえそういうものは一体あるのですかというふうな形で、財政課長を呼んで聞いているというふうな現状ですから、い

要額なり、これらに対して、意味もわからぬというのはおかしいのじゃないか。だからせっかく交付税法の中で交付税の公平と公正を確保するために審査の要求、こういう制度がとられてるわけですね。異議の申し立て、審査の要求、聴聞会を要求することができる。それから錯誤に対する措置も大臣としては保有しておられるわけですから、そういう救済措置が交付税法の中にあったとしたとしても、どうですか、大臣はお聞きになった場合に、現在そういう法律が、交付税が発足してからそういう審査の請求なりが一体あったらどうか、ないということとはそれだけ公平である、公正であるということと違ふので、内容がわからぬから審査の請求のしようがないというのが現状ではないか、こういう点もひとつ考へて、標準団体をも少し手近かなところに置いてみなが理解できるということ、こういうこともひとつ検討していただきたい。そういうことを希望して大臣の所見を伺っておきたいと思っています。

○赤澤国務大臣 だいぶ長い御質問で、どれどれをお答えいたしましたらいいかわかりませんが、一つは例の財政計画の提出がおそいのではないかと、いうことですが、これは私も同感でございます。ことは二月のおしまいに、出ているようでございますが、御承知のとおり例の税の問題がありましたので、おくれたわけでございますが、これもひとつ御了承いただきたいのですが、明年から、われわれといたしまして、やはり一日も早く提出すべきものだと思っております。

それから会計年度を暦年に改めるということにつきまして御指摘のとおり長い間の懸案でございます。私も、どうもいふんこれを研究してまいりました。しかし結局結論が出ていませんが、功罪はともあるはずでございます。て、やはり地方団体としてみれば四月から会計年度が始まりまして、さあ事業にやりかかるとなると、夏になってしまふ。ところが国の中では、十一月になつたら雪が降つて仕事ができない、中途半端なことになる地帯もあります。し、いっそのこと暦年に改めたらというのですが、これは一長一短で、実際われわれといたしましても長い間議論しながらいまだに結論がついていない次第でございます。簡単ではないと思ふので、しかしなおこの問題については十分検討をいたしたいと思ひますし、交付税をもつと簡素化、合理化と申しますか、簡単に、だれにでもわかるようにせよということでございます。が、私も公平に考へまして、実はこういう立場になるまでは、ずいぶんむずかしいことをするものだと思ひながら、内容を十分研究してみようと思ひながら、まだ十分志を果たして、おらぬ次第ですが、一般の人になかなか内容がわからぬはずはないと思ひわけなす。しかし、やはり親切に簡単にすると、これは大切なことであると思ひます。その問題と、やはり前向きな姿勢でその問題とも取り組んでいきたいと思ひます。そのほか足りない点がございます。事務当局をして補充して答弁いたさせます。

○佐野委員 市町村の場合標準団体を十萬としておるが、態容補正でいって十萬程度にまで下げたほうがいいんじゃないかという要望も強いんですけども、そういう点に対して……。○柴田政府委員 これは人口測定單位にいたしておりますものについて、大体十萬程度のものを標準団体にしていくわけでございますが、下げたらという御意見は、まあ下のほうの的確にかめるんじゃないかという御趣旨かと思ひますが、逆に言いますと、今度は非常に大きな団体になつてきますと、また補正係数の何と申しますが、ブレが大きくなつてくる、まあ大体十萬くらいのところを前後を見渡せば大体その辺のところのブレも少なく、うまく補正ができるのじゃないか、こういうような観点から、従来から十萬程度のところをとつておるわけでございます。下げるのも一案かもしれませんが、それでも、逆の効果もありますので、それらのところはなお検討いたしたいと思ひます。

○田川委員長代理 安井君。○安井委員 ちよつと資料を自治庁にお願いしたいのですが、地方公務員の住宅ですね、給与住宅ですか、都道府県あるいは市町村が給与している住宅の状態でいまだどうなつておるか、都道府県別に、これは財政局ですか、行政局ですか、ありませんか。もしあればひとつそれと、職員数との比率ですね。どれくらい当たつておるか、そういうのを知りたいのですが、お願いしたいと思ひます。

○柴田政府委員 お尋ねの問題は公舎……。○安井委員 都道府県、市町村の職員に対して……。○柴田政府委員 したがって職員の、地方公務員に対する住宅、公舎でございますね。ちよつと全般的な資料がないようでございますが、調べますればわかると思ひますが、いま急の間に合いかねるかと思ひます。

○安井委員 大体のところではあひとつ……。○田川委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十四分散会

昭和三十九年四月十八日印刷

昭和三十九年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局